

邑楽町告示第6号

平成20年第1回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年2月28日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 平成20年3月6日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（15名）

1番	田部井 健 二 議員	2番	黒 川 洋 子 議員
3番	小 沢 泰 治 議員	5番	山 田 晶 子 議員
6番	岩 崎 律 夫 議員	7番	加 藤 和 久 議員
9番	小 島 幸 典 議員	10番	立 沢 稔 夫 議員
11番	小 倉 修 議員	12番	横 山 英 雄 議員
13番	本 間 恵 治 議員	14番	細 谷 博 之 議員
15番	相 場 一 夫 議員	16番	石 井 悦 雄 議員
17番	大 野 栄 議員		

○不応招議員（なし）

平成20年第1回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成20年3月6日（木曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 第 4 議案第 1 号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について
- 第 5 議案第 2 号 邑楽町役場の位置条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 3 号 邑楽町公告式条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 4 号 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 5 号 邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 6 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 7 号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 8 号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 9 号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例
- 第13 議案第10号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第11号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第12号 邑楽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第13号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第14号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第15号 邑楽町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第16号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第17号 館林都市計画事業鶉土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例
- 第21 議案第18号 邑楽町後期高齢者医療に関する条例
- 第22 議案第19号 邑楽町学校給食事業特別会計設置条例
- 第23 議案第20号 平成19年度邑楽町一般会計補正予算
- 第24 議案第21号 平成19年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第25 議案第22号 平成19年度邑楽町老人保健特別会計補正予算
- 第26 議案第23号 平成19年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第27 議案第24号 平成19年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第28 議案第25号 平成19年度邑楽町水道事業会計補正予算
- 第29 議案第26号 平成20年度邑楽町一般会計予算

- 第30 議案第27号 平成20年度邑楽町国民健康保険特別会計予算
- 第31 議案第28号 平成20年度邑楽町老人保健特別会計予算
- 第32 議案第29号 平成20年度邑楽町後期高齢者医療特別会計予算
- 第33 議案第30号 平成20年度邑楽町介護保険特別会計予算
- 第34 議案第31号 平成20年度邑楽町下水道事業特別会計予算
- 第35 議案第32号 平成20年度邑楽町学校給食事業特別会計予算
- 第36 議案第33号 平成20年度邑楽町水道事業会計予算

○出席議員（15名）

1番	田部井 健 二 議員	2番	黒 川 洋 子 議員
3番	小 沢 泰 治 議員	5番	山 田 晶 子 議員
6番	岩 崎 律 夫 議員	7番	加 藤 和 久 議員
9番	小 島 幸 典 議員	10番	立 沢 稔 夫 議員
11番	小 倉 修 議員	12番	横 山 英 雄 議員
13番	本 間 恵 治 議員	14番	細 谷 博 之 議員
15番	相 場 一 夫 議員	16番	石 井 悦 雄 議員
17番	大 野 栄 議員		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金 子 正 一	町 長
川 田 定 昭	教 育 長
小 林 徳 義	総 務 課 長
立 沢 茂	企 画 課 長
神 谷 長 平	庁 舎 建 設 室 長
小 島 哲 幸	税 務 課 長
金 子 重 雄	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
並 木 邦 夫	生 活 環 境 課 長
増 尾 隆 男	保 険 年 金 課 長
横 山 正 行	土 木 課 長
中 村 紀 雄	都 市 計 画 課 長
岡 村 静 代	住 民 課 長
諸 井 政 行	福 祉 課 長
宮 沢 孝 男	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
石 井 貞 男	水 道 課 長
遠 藤 幸 夫	学 校 教 育 課 長
堀 井 隆	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田	口	茂	雄	事	務	局	長
飯	塚	勝	一	書			記

◎開会及び開議の宣告

○横山英雄議長 ただいまから平成20年第1回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時10分 開議]

◎諸般の報告

○横山英雄議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○横山英雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において小倉修議員、本間恵治議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○横山英雄議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から18日までの13日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの13日間と決定しました。

◎日程第3 選挙管理委員及び補充員の選挙

○横山英雄議長 日程第3、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、邑楽町大字中野5274番地2、吉田英治郎氏、邑楽町大字秋妻322番地、飯塚香氏、邑楽町大字中野3015番地、萩原康靖氏、邑楽町大字中野1845番地4、笠原一夫氏、以上の4名を指名します。

また、選挙管理委員補充員として、邑楽町大字狸塚317番地3、栗原實氏、邑楽町大字篠塚3999番地2、岡田真幸氏、邑楽町大字石打甲994番地、山口和己氏、邑楽町大字赤堀2658番地、板橋俊春氏、以上の順位により4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方々を選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました吉田英治郎氏、飯塚香氏、萩原康靖氏、笠原一夫氏が選挙管理委員に当選され、栗原實氏、岡田真幸氏、山口和己氏、板橋俊春氏が以上の順位により、選挙管理委員補充員に当選をされました。

◎日程第4 議案第1号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について

○横山英雄議長 日程第4、議案第1号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第1号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

共同処理する事務の明確化を図るため、所要の改正が必要となりましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第1号 大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号 邑楽町役場の位置条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第5、議案第2号 邑楽町役場の位置条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第2号 邑楽町役場の位置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

平成18年11月に着工した新庁舎の完成に伴い、本町役場の位置を邑楽町大字中野2570番地1に変更するため、本条例を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

16番、石井議員。

○16番 石井悦雄議員 ただいま説明がありました、後ろ向くことないのですよ。どうして後ろ向いているのですか。

〔「後ろ向いちゃいけないか」と呼ぶ者あり〕

○16番 石井悦雄議員 いけないと言うより、常識でしょう。礼儀でしょう。

○横山英雄議長 山田議員、前を向いて。

続けてください。

○16番 石井悦雄議員 位置の変更について反対するものではございません。むしろ庁舎ができたということは、多くの町民が喜んでいと思います。そういうことについては賛成をいたします。し

かし、当時議員として庁舎の問題等について好意的でなかった、優しい言葉ですよ。好意的でなかった。極端に言えば席を外すぐらい反対行動をとっておった。もし自分だったならば、決して喜んで位置の変更をされてもそちらへ入る気分にはなれない。できない。それが普通の人の考え方だと思うのです。先般も申し上げたと思うのですけれども、ふだんが大事だよというのはそこにあるのです。人間というのはお互いに信頼され、信用して今日の邑楽町も築かれていると思うのです。ちょっと今日までの行動が現在トップになった方には行き過ぎではなかったのかな、そんな感じを持っております。そこで、喜んで新しい庁舎に入れますか。正直にお答えください。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えを申し上げます。

庁舎建設につきましては、ただいま議員が申し上げ、ご質問されましたように、現在完成をいたしました庁舎については、好意的でなかったというお言葉ですが、そのとおりであります。その理由は、前に計画をされました庁舎の計画が、十分な説明がないということの中で、いわゆる11月の21日だったと思いますけれども、工事請負の契約について退席をいたしました。私は一日も早く庁舎ができるようにということで前々から望んでいたわけでありまして、その変更される理由が十分な説明が、あるいは私にしてみれば、十分な理解が得られなかったということで退席をしたという経過があるわけですので、その点については、その当時の議員としての立場はそのような考え方であります。

今、立場がかわりまして、町民の代表ということでございます。喜んで行くことができるかどうかということですが、私は町民の方の30年前から基金を積み立てて、本当に先輩の方々が苦勞をされて基金等を積み上げ、そしてその大切なお金で庁舎が建設されたということの経過を考えれば、喜んでということ、私は竣工したということについては喜んでいられるものであります。その気持ちは、それはそれという形で私は現在考えておりますので、町民の皆さんと新しい庁舎ができたということとはともに祝いをしたい、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 喜んでというような言葉が繰り返されましたけれども、正直言って本音はそうではないのではないのでしょうか。本音は決して喜んでいないと思います。それは議員としての今日までの行動を知っている方は、皆そう思っていると思います。いつも申し上げますけれども、やはり日常生活の中における自分の行いがこういったところで出てくるのですよ。私は決して作り話を言っているわけではございません。今日まであった当人の行動について今触れているわけですので、決して誤ったことは言っているつもりではございません。自分だって人間ですから、時には強いこと言うかもしれません。でも、何でもそうですけれども、程度というのがあるのですよ、人間には。あなたももう少し年を重ねればわかると思いますけれども、若いときは元気で突っ張るかもしれない。でも、もう70前後になると、人間というのはだんだん、だんだん丸くなるのです。

世の中すべてそうだと思います。ただ、あしたの一般質問等もありますので、これとめておきま
すけれども、これからの行動については、少なくとも町のトップなのですから、恥ずかしくないよ
うな言動をとっていただけるように気をつけていただければありがたいと思います。

以上です。

○横山英雄議長 11番、小倉議員。

○11番 小倉 修議員 いよいよをもちまして庁舎が完成し、住所変更と。先ほど、今、石井議員の
ほうから質問がありましたように、議員のときは退席をした中で、おれは反対だと。今度コンパク
トな本当に使い勝手のよい庁舎が完成をしたと。今まで過程の中で反対をしてきた議員が町長にな
り、今度はどんな気持ちでその庁舎へ入るのかなと、私も聞きたかったです。きょうに至るまで建
設室長は、いろんな話を聞きながら、苦勞して一生懸命頑張って庁舎を建設室長はつくり上げたの
です、皆さんと相談をして。大変神谷室長にはご苦勞さまでしたと私は思っております。

しかしながら、彼は庁舎を建設し、立派に仕上げ、そこに入ることなく、3月いっぱい定年で
ございます。非常に彼には大変ご苦勞さまでしたと議員のほうから私は申し上げたい。そしてまた、
私は町民の一人として、一番あの庁舎に入ってもらいたくない方は町長、あなたです。あなたの考
え方をもう一度この庁舎に向けまして、町民が待望する庁舎ができました。それに向けまして、あ
なたの考え方をもう一度お聞きしたい。

以上。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 ただいまも石井議員のご質問にお答えしたわけでありまして、私は反対をし
たという立場をとったわけではございません。退席をしたということは、反対も賛成もできないと
いうことでの意思表示であったというふうに理解しておりまして、先ほども申し上げましたけれど
も、一日も早く庁舎をつくっていただきたいということの考え方は変わらないわけですし、それが
でき上がったということについては喜んでいくというところでもあります。

担当する課長には、長い間、前の計画を立てた課長にしても、今度は実行に移した課長にしても、
職員という立場からすれば、当然それに向けて頑張っていく、完成に向けていくということは、こ
れは当然のことだと思っておりますし、私も一生懸命やっていたなという気持ちは同じでご
ざいます。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 反対したということよりも、私は反対していないという話ですが、あなたは
議場を放棄した。放棄が好きなのですね。まだしも私はこうだから反対だと、こうしてくれとい
うような意見を吐くのが私は議員ではないかと思うのです。議場を放棄して出て行ったということは、
反対も賛成もしなかったと、何か違うのではないかなと私は思うのです。

終わります。

○横山英雄議長 17番、大野議員。

○17番 大野 栄議員 関連になるかもわかりませんが、庁舎が完成して、いよいよこの場所から新しいところに引っ越しをする。町民挙げて喜び合いたいとも思います。しかし、喜べない人が1人いる。それは町長、金子町長です。裁判は放棄ということ、もう終わりにしてしまいましたから、原告金子町長と言えなくなりましたので、今度うそつき町長になるのかな、あなたは。そういう形で、一番入ってもらいたくないのは、そういうふうには心情的に思っています。

その理由は、今あなたが答弁したように、私は庁舎建設に反対も賛成もしていませんと、意思表示はしていないのだと、とんでもないことを堂々と言うのです。あなた、一貫して裁判まで訴訟を起こしながら、反対の立場でしょう。それで、私が入院しているときですよ、退場したのは。今も覚えています。鮮明に覚えています。大野議員が欠席だ、入院中で。この調子でいけば、1票差で否決できると、最終議決が否決できるということを、あなた夜の夜中まで仲間の議員と一緒に各家庭の議員回ったのではないのですか。何、首振っているのですよ、うそ八百並べて。そして、私はその当日、議決の日に、朝9時ごろ、きょうは議決で新しい庁舎が決まるということで、胸をわくわくさせながら実は仲間の議員に電話入れたのです。そうしたら危ない。えっ、そんなことを今この議決のところで否決されたら大変なことになる。私はあした手術ですけれども、ドクターに話してそっち駆けつける。点滴中ですけども、ドクターに話をして、そして点滴を抜いて10時の開会に間に合うように駆けつけたのです。そうしたら、町長はどういう態度とったのですか。私は庁舎建設に反対も賛成もしませんと言いながら、反対の立場で退場したのではないのですか。以下4名、合計5人の方々が退場しました。現在議員で1人います。そして、町長です。ということは、私が出てきたことによって、可決される。堂々と反対討論すればいいのに、ひきょうな、一番ひきょうなやり方やったのですよ。反対なら反対の自分の考え方を明確にする、賛成なら賛成です。何にもしないで放棄した。本当に小倉議員ではないけれども、町長は放棄が大好きで、そんな手前勝手なことないですよ。それで、私は意思表示は庁舎建設について反対もしていません。賛成もしていません。そんなばかな話はどこが通じるのですか。とんでもないですよ。あなた、お行儀悪いですよ、前向いていなさい、きちんと、お行儀よく。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○17番 大野 栄議員 お行儀よく、1期の人にはわからないと思いますけれども、お行儀よくやっってください。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 山田議員、議員らしく、前を向いて、余計な発言はしてはいけません。

続けてください。

○17番 大野 栄議員 そして、引っ越しをするのはいいですけども、町長室に入らないで、あそこにプレハブでもあなただけは旧庁舎のここの町長室で公務執行すればいいと、私は心情的にそう

思いますよ。そういうことをあなた4年間やってきたでしょう。それで、堂々とあそこへ座って、町民が待ちに待った庁舎で、そういう経過を踏んで積み立てやってきたから、喜んであそこに座るとんでもない言葉ですよ。私は一番最初に、骨を折って建設した前町長があなたに裁判まで起こされて、まだ続いていますよ。継続ですよ。

そういうふうには、石井議員が言われたように、私はあしたのテープも、みんなの考える会の代表の方、今、議員になっておりますけれども、テープを短く縮小してありますから、あした聞かせようと思っておりますけれども、そのテープの中でもきちんと弁護士、山本理顕さん、考える会の代表の山田議員が司会者で、清水弁護士も含めて全部入っているやつをお勉強してください。前議長を初め10名前後の議員に配ったのです。私の家まで、自宅まで持ってきてくれた。それが今、非常に参考になっています。あした、聞いていないと思しますので、短くして皆さんに聞いてもらおうと思いつくりました。そのテープの中でも、きちんとこの裁判は勝つとか、庁舎に対してのいろいろなことが全部出ています。ある議員は、質問に対して、「このままいっちゃうと庁舎はできちゃうんじゃないか」と、そういう質問もありました。「いや、裁判はどんなに長くなっても1年、半年か10カ月で解決できます」。弁護士の答弁ですよ。そして、「必ず勝ちます。1年以内です。長くても1年」。結果はどうですか。あなたが一番言い出しっぺでしょう、この庁舎問題の訴訟は。町長が言い出しっぺ。一番最初やったのですよ。あと住民団体、山本理顕さん、それぞれ5件をやったのです。全部町長は言い出しっぺではないですか。一番最初です。勝つということです、1年以内に。実際には何ですか、2年3カ月でしょう。延ばして、延ばして、延ばして。あなたの代理になる弁護士さんが書類を忘れた。そして延期になったり、そんなことばかりやって延ばしてきたので、2年。1年で終わるのが2年3カ月ですよ。そして、あげくの果て、放棄でしょう。裁判で勝つと言うなら、判決出るまでおろすことなかったのですよ。そして、喜んで入ります。冗談ではない。あなただけは引っ越ししないで、今の町長執務室で執行しなさい。それともなければ、プレハブでもつくって、町長室つくるのですよ。それがざんげの方法。答弁願います。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 大野議員には過去のことをいろいろ、裁判のことまでいろいろご質問をいただきましたが、庁舎を、それも役場の位置の条例の変更するということでの提案ということでございますので、前、ここの3040番地かと思いますが、既に新しくできたところは、先ほどご提案を申し上げましたが、2570番地1ということでの役場の位置条例のご提案を申し上げているわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

年は忘れましたが、11月の22日、大野議員が入院をされたときに、私がおの庁舎の工事請負について反対をするようにということで、各家庭を回ったというようなお話もありますが、私はそのような記憶はありませんし、回ったこともありません。ただ、皆さんと集まってお話をしたということはある。ですから、いろいろ大野議員のおっしゃりたいことというのはわかりますが、先ほ

ども石井議員の質問にお答えをいたしましたけれども、本当に長い年数、基金という形で25億8,000万ほどの基金が積み立てられた。それをもとにして庁舎建設をされた。そして、あのような形で新しい庁舎ができたということでございますので、ぜひそのような前の、先人の大変なご苦労のもとで庁舎ができたということでもございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 町長、認識が薄いですよ、あなたは。役場の番号が変わるだけだと、その条例を提案しているのですよと、番号が変わるということは、引越して全部変わるわけでしょう。庁舎が変わるわけでしょう。これは重要議決なのですよ。合併問題だってそうでしょう。事務所の位置をどこにするかということで、合併できないところはたくさんあるのですよ。議会も議決は過半数ではないのですよ。承知しているでしょう。重要議題なのですよ。ですから、可決も3分の2必要なのですよ、これは、引越は。役場を引越するということが、重要議決案件、それを役場の番号が変更になるだけの提案ですからと、とんでもないですよ。

〔「ちょっと甘いな」と呼ぶ者あり〕

○17番 大野 栄議員 甘いもいところでしょう。重要議決議案なのですよ。過半数ではないのですよ。3分の2以上の賛成がなければ、役場の引越しもできないのですよ。そういうふうに重要議決議案であるということです。ですから、簡単に住所変更だけの、番号が変わるだけの条例提案しているのではない。しているのですと、そういう浅はかな考えは甘いのですよ。一番最初に言ったでしょう。

そして、反対の立場でずっと一貫して裁判まで起こしてやってきたというのは事実なのですから、違います、違いますよと、認めるところは素直に認めて、立場が変われば、また変わったなりの考えもあるでしょうけれども、きちんと精算してぎんげする必要があるのではないのですか。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

決して安易な考え方から提案しているつもりではありません。ただいま大野議員が言われましたように、十分審議をしていただく中で、そして真摯に位置変更をお願いしているということでございますので、決して浅はかな気持ちで、そして安易な気持ちでご提案をしているものではございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「プレハブはどうした。答弁していないよ」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 今までの行動に対して、あなたは一言も謝ろうという気持ちはないですね、今のを聞いている限りでは。何とかはぐらかそうと。私たちは町民のために、住所を移すのは最終的には賛成しようとみんなで話し合いました。それは町民のためを思うからこそ、これを反対した

ら大変なことになるだろうと、そういうふうに思っていました。でも、あなたの今の答弁を聞いてみると、一言も申しわけないという言葉も出ないですね。頭も下げないですよ。そういう姿勢がこれから自分で自分の首を締める結果になりますよ。放棄した、議会で放棄すると、出ていくということはどれだけの重さがあるか。審議もしない。意見も言わない。退場したのでしょうか。それを重みを考えてくださいよ。賛成も反対もしなかった。出て行ってしまった。それで済む問題ではないでしょう。みんな中にいる人たちは真剣に受けとめて議論していたのですよ。なぜ自分の意見をそこで言わないで出ていくのですか。徒党を組んで出ていったのでしょうか、何人かが。それについての反省の言葉も一言もないで、よくそういうことが言えますね。

先ほどから石井議員も丸く言ったのですよ。遠巻きに、余り事を荒立てないように、そういう配慮も町長にはわからないでしょう。それに対してきちんとした答えが出れば、私たちだって反論なんかしないですよ。町民のためにというのがいつも念頭にあるから。反対すればどうなるかわかっています。あなたたちが逆の立場だったら、反対すれば3分の1賛成なら否決されるのだからと徒党を組んだのではないですか、逆の立場だったら。そのくらい重い議案なのですよ。今までの行いを少しでも反省する気持ちがあるのなら、私は自然と頭が下がると思うのです。それに対してのりくらしと言いわけを言って、そのまま過ごすのであれば、私たちも考えがありますよ。自分の気持ちを素直に言ってくださいよ。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 今まで4人の議員から私の過去に対する行動についておしかりといたしますか、反省を求めると質問があったわけでありましてけれども、私は議員という立場のときは、先ほど申し上げましたように、なぜ前の計画がどのような形で変わってしまったのかということが十分自分自身にも理解ができなかったということで、一日も早く庁舎建設については進めていただきたいということの思いは、皆さんと同じ思いだというふうに私自身思っております。しかしながら、その変更のなぜそのような形で変更しなければならなかったのかということが十分理解できないまま、その工事請負の締結の議決日ということになったものですから、賛成もできなかった、反対もできなかったという考え方から、退席をしたということでございますので、決してそのことが、今、立場は変わりましたがけれども、町の責任者として立場は変わったわけでありまして。しかし、そういうことの中で考えてみれば、今言われたように、過去のことを取り上げていただきますと、理解できない部分もあるのだろうと思うのですが、今の考え方としては、皆さんとともに、町民の皆さんと新しい庁舎ができた、そのことについては素直な気持ちで引越越しを、庁舎をぜひ場所を変えて、先ほどご提案した場所をお願いしたいということでご提案しているところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 今があるから過去があるのですよ。今言ったことを、また先にいったら過去

のことだと、そういうふうにあなたは言って、しらばくれるのですか。同じことでしょう。反省をしない。言いわけを言っている。ただ、それだけです、聞いている限り。のらりくらりと。ここで、町長の答弁を聞いている人たちがどういうふうを受けとめているか。そこに並んでいる課長さん方がどういうふうに町長の答弁を聞いて、どういうふうに思っているか、それがすべて邑楽町の行政に波及していくのです。一番上に立っている人が誠実に、悪いものは悪い、いいものはいい。あのときは考えがなくて悪かったと一言でも頭を下げる姿勢があるのなら、私はいいと思いますけれども、一言もそういう姿勢が見えない。私たちは議会人である。町の行政が少しでもよくなればいいと思って、みんな前向きに発言しているのです。それに対してきちんとした答えが返ってこないでしょう。今までのことは悪かった。これから一生懸命やるよと、なぜそういうことが言えないのですか。過去で終わったことだと、それで済ませるような、そういう態度では議事録にとっているその中で、後でまた覆すのですよ、あなたは。右と言ったことが、後になって左となっているでしょう。そのために裁判も争ってきたのですよ。中身については私は言いません。自分の胸の中でよくかみしめてください。

終わります。

○横山英雄議長 ほかにありますか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 山田議員。

○5番 山田晶子議員 今回の議題は、庁舎の住所変更、引っ越しということが議題になっております。ところが、聞いておりますと、私どもの先輩議員の発言の中すべてが過去のごたごたを引っ張り出して……

〔「質疑じゃないよ、その言葉は」と呼ぶ者あり〕

○5番 山田晶子議員 引っ張り出して、いろいろと議事を進行させないような発言が多いと思います。

1つ私が思いますのは、先輩議員の方々は……

〔「議長、質問かどうか。意見じゃないの」と呼ぶ者あり〕

○5番 山田晶子議員 前神藤町長の時代に計画された山本理顕の……

○横山英雄議長 山田議員、質問ですか。質問は質問らしくやってください。

〔「討論でやればいいの」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論ではないですから、質問ですよ。何を質問するのですか。

○5番 山田晶子議員 質問です。

○横山英雄議長 では質問をやってください。

○5番 山田晶子議員 議員の皆さんが神藤町長の時代に、山本理顕の案を全員で賛成したと聞いております。そのことは皆さんの今まで発言した議員さんたちは忘れたのですか。そのことを私は質

問します。なるべく早くこのいろいろな議案がスムーズに進むようにしてもらいたいと思います。

以上です。

〔「全然違うよ、質問の内容が」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 山田議員、どちらに質問をしているのですか。

○5番 山田晶子議員 それは聞いていてわかりませんか。

○横山英雄議長 議員は議員に質問はできないのですよ。

○5番 山田晶子議員 そうですか。

それはおかしいと思われま。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 多くの議員さんからこの庁舎の位置条例の関係につきましては、ご意見等をいただきました。過去の私のとった行動に対していろいろご指摘があったわけでありましてけれども、ぜひ新しい庁舎ができました。そして、これを町民の皆さんとともに、この庁舎を有効に活用していくということの思いは私も議員の皆さんも同じ気持ちだと思うのです。

〔「同じじゃないから言ってんだ」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 したがいまして、いろいろの過去のことはありましたけれども、結果として新しい庁舎ができたということでございます。この新しい庁舎を本当に有効に町民の皆さんに喜んで使っていただけるような庁舎ということで、位置の条例がお願いできればということでございますので、重ねてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 ほかに質疑ありますか。

小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 今、私、当時の当事者でなかったことですから、皆さんのお話聞いていたが、やはり自分が間違っていたら、謝ったほうがいいと思いますよ。現実にその行動等がとりたいわけです。

皆さんのお話を聞きまして思うのですが、とにかく自分で間違っていた、当時のそれが間違っていたら、当時私間違っていたと、それで再スタートしなかったら、例えば向こうへ行ったら、今、向こうへ行かなければどうしようもなくなっているわけですから、行ったってうまくいきませんよ。なぜかという、過去私6月から議会がありまして、町長になってから謝りの言葉は一言も聞いたことないですよ、現実に。裁判のことを話してはいけないと思うのですが、現実にあつときに放棄したというときに、いや、それはあなた方が悪いのだ。心情的に許さないだとかということをやっているのですが、とにかく過去は過去であろうとも、自分の非を認めなかったらいけないと

思うのですが、そうでなかったら今後は立ち行かないと思います。いかがでしょうか。

〔「そういうふうには思っていない」と呼ぶ者あり〕

○3番 小沢泰治議員 思っていない。思っていないではないよ。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 質問の中身が私の議会での辞職勧告の裁判のこと……

〔「もそれもあります」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 ということのようですが、これについて謝る、謝らないというようなお話でございますけれども、それはまたこの議題とちょっと離れますので、差し控えたいと思いますけれども、いずれにいたしましても、議員の皆さんにご理解をいただかなければ、庁舎の移転というのはできません。したがって、ただただ私の立場といたしますと、立派な庁舎ができ上がったものですから、ぜひ皆さんにご理解をいただいて、ご決定いただきたいという思いでありますので、重ねてお願いをいたしたいと思います。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 謝りの言葉が気持ちも一言も出ていないということなのですよ。そうしたら採決すぐできますよ。

〔「引っ越しできねえよ」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 その当時のとった行動に対して、間違っているというようなことで謝りなさいというようなご質問ですが、先ほども申し上げたかと思うのですが、私はその当時の行動としては、やはり自分の心情に従って行動をとったということで、その当時は。しかし、今は立場が変わりました。立場が変わるから、そんなに先ほども日ごろが大切だというお話もありましたけれども、やはりそのときの判断としては、私は先ほど申し上げたような理由で、自分の意思を表示したということです。立場が変わりましたからということと、またいろいろご指摘がいただくのかとは思いますが、今こういう立場でございますので、町民の皆さんとともに、その仕上がった新庁舎で新しい事業運営やっていきたいという思いでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「新庁舎に一番入ってもらいたくない人なんだよ、金子町長」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

〔「休憩だよ」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 暫時休憩します。

[午前10時55分 休憩]

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午前11時30分 再開]

○横山英雄議長 これより討論に入ります。討論ありませんか。

本間議員。

○13番 本間恵治議員 議案第2号 邑楽町役場の位置条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の討論をいたします。

町長が先ほど来答弁してきました。私は町長だけは庁舎に入れたくはありません。これは私は自分の議員生命をかけても、最後までただしていくつもりです。しかし、町民のことを思えば、住所を移さざるを得ない。これから町長が改心して行政執行に当たるのであれば、やはり謙虚さと、そして誠実さを前面に出して行政執行に当たってください。あなたは頭を下げることを知らない。私は2万8,000町民の人たちのために、あなたはもう少し頭を下げて、町民のことに当たるよう切に要望し、賛成の討論といたします。

○横山英雄議長 ほかに討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第2号 邑楽町役場の位置条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は、地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。現在の出席議員は15名であり、出席議員の3分の2は10名です。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号 邑楽町公告式条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第6、議案第3号 邑楽町公告式条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第3号 邑楽町公告式条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を

申し上げます。

役場庁舎移転に伴い、邑楽町大字中野3040番地にある条例等の公布の掲示場の位置を邑楽町大字中野2570番地1に変更し、また条文中の地番表示について統一を図るため、本条例を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第3号 邑楽町公告式条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第7、議案第4号 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第4号 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

庁舎建設室につきましては、平成13年7月に設置いたしました。一昨年度保健センターが完成し、さらに今般の新庁舎の完成により、所期の目的を達しましたので、平成20年3月31日をもって廃止するため、また医療制度が改正されたこと等に伴い、所要の条例改正の必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第4号 邑楽町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号 邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第8、議案第5号 邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第5号 邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

平成19年8月1日に育児休業法が改正されたことに伴い、本条例を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第5号 邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第9、議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

ただいまご決定賜りました呂楽町職員の育児休業等に関する条例の改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げます次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号 呂楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第10、議案第7号 呂楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

- 金子正一町長 議案第7号 呂楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほどご決定賜りました呂楽町職員の育児休業等に関する条例の改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げます次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第7号 呂楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号 呂楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例

- 横山英雄議長 日程第11、議案第8号 呂楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

- 金子正一町長 議案第8号 呂楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

保育園の嘱託医並びに幼稚園、小学校、中学校の学校医及び薬剤師の報酬の額を条例中に明記するため、所要の改正が必要となりましたので、ご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第8号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する
条例

○横山英雄議長 日程第12、議案第9号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例を
議題とします。

なお、本案に対しては、小倉修議員ほか2人からお手元に配りました修正の動議が提出されてい
ます。

この動議につきましては、所定の要件を満たしておりますので、成立し、これを本案とあわせて
議題とします。

初めに、町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第9号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例について、提
案理由の説明を申し上げます。

昨年、一昨年同様、町三役の給料を減額することにより、町民の皆様は町財政の厳しい状況を認
識いただくとともに、この厳しい状況を一刻も早く乗り切る機運を醸成するため、町長、副町長及
び教育長の給料の10%の減額を平成20年4月1日から1年間にわたり実施しようとするものであり
ます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより町長提出の議案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

細谷議員。

○14番 細谷博之議員 議長、質疑ではなくて、暫時休憩をもらえないですか。

○横山英雄議長 ただいま細谷議員から暫時休憩の要望がありましたが、いかがしたらよろしいでしょうか。

〔「審議続行」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 審議続行ということですので、暫時休憩はとりません。

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて町長提出の議案についての質疑を終結します。

次に、小倉議員ほか2名から提出された修正案について、発議者の説明を求めます。

小倉議員。

○11番 小倉 修議員 議案第9号 呂楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例に対する修正動議の趣旨について説明を申し上げます。

提案説明、本修正案の内容は、町長、副町長及び教育長の給与をおのおの50%減とするものであります。修正案の提案の理由ですが、上程された原案では、おのおの10%減となっております、これは前町長時代から諸般の事情を勘案して行われており、新町長になって改めて提案されたものではないことは皆さんもご承知のことと思います。

こうした前提のもと、現町長はさきの選挙時の公約において、退職金1,400万をいただきません。その原資をこうして15歳までの医療費無料化に充当しますと……

〔「見えないですよ」と呼ぶ者あり〕

○11番 小倉 修議員 見えないですか。はい。充当しますと公約をされ、当選をなされました。この公約について、現町長は議員からの質問に答え、実行はできると、市町村総合事務組合へ議員提案し、認められれば実現できると答弁しています。しかしながら、現在に至るまでその公約実現のための具体的な方策が示されていない状況であります。町長は公約「退職金0円」の早期実現に努める義務があるかと思いますが、現段階ではその実現の見通しはないものと断じなければなりません。公約「退職金0円」の実現の見通しがなければ、見通しがないのであれば、本修正案により、町長の公約である「退職金0円」に相当する報酬の減額を行うことが公約の実現、実行を確実に担保するための方策であると考え、本修正案を提案するものでございます。また、副町長、教育長も同額減とする理由は、町長がお願いし、同様の志を持った方がその職を受けるものでございます。町長の町民との約束を果たすことは、当然副町長、教育長とも本修正案に提案するものでございます。

以上の理由により、修正案を提出しますので、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○横山英雄議長 これより修正案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

山田議員。

○5番 山田晶子議員 今、50%減ということをお倉議員からありましたけれども、それについての金額的な計算というのを教えてください。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 50%減は、今までに至るまでの10%の減は含まれて、50%の中に含まれて、本俸に対する50%、2分の1でございます。本俸ご存じですよ、町長の。その50%ですから、半分になるわけでございます。諸手当は別でございます。

以上です。

○横山英雄議長 岩崎議員。

○6番 岩崎律夫議員 修正動議について質問をいたします。

先ほど発議者の説明の中で、町長、副町長、教育長についての現行の50%の削減という提案がございました。副町長、教育長を同じ志を持った者が云々という提案でございますけれども、町長は町長選のときに公約での退職金の返還を提案をされて町長になられた。そういういきさつもあっての、今担保できないのであればという説明の中で、副町長、教育長と一緒に考えるのは、私はちょっと疑問があるのではないかというふうに思うところでございます。

それから、あわせてもう一つ、町長にこれは確認をしたいのでございますが、今の退職金の1,400万円相当をいただきますというその辺の進捗状況といいますか、動きについて、あわせて小倉議員と町長の2人に答弁を求めます。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 今の邑楽町の財源等を考え、町長が選挙前、選挙中、選挙後もこの1,400万の退職金を15歳未満の医療費に向ける、私はすばらしい考えであると、これは邑楽町町民を思った中での非常に重い考えだと、私はそう思っております。そして、それが続行されているのです。しかしながら、その1,400万が実行に移して動いていない。そんなすばらしい考えを持った町長の意見をこれは通さなければだめなのだ。当然のごとく副町長にしても、教育長にしても、邑楽町のことを思うのであるならば、当然のごとく金子町長に対し考えをともにするのが私は当たり前だと思っております。

以上。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 今、岩崎議員のほうから退職金の1,400万円、これは概算ですけども、その今どのような進捗状況になっているのかというようなお尋ねですけども、実は過日、2月の8日だったと思いますが、県の町村長の会議があった折に、共同処理でお願いしております退職手当の事務組合のほうに寄りました。その中で、いろいろお聞きしたわけですけども、12月の一般質問でも

お答えをいたしました。その2月の8日のときも、その退職金の支給についてのいただかないということはできますかという話は、基本的にはできます。しかし、今、小倉議員のほうから提案がありましたように、そのできるといことについては、条件があるわけです。ご存じのように、議員発議という形で私が議員にお願いをして、そこで事務組合の会議規則に基づいての議会の中で可決をされればできるという、そういった条件については、12月の一般質問にも議員さんにお答えをした経過があると思うのですが、その状況については、そういったことでできるという話でありますけれども、しからばその手続をどうかということになるわけですが、それについては具体的な手続等についての状況は、今つかんでおりませんが、そのときに町村長、邑楽町町長だけでなく、共同処理をしているので、現在加入している市町村長の部分にも波及します。したがって、その部分については慎重にやっていただかないとという指導は受けてきた、そのような経緯はあります。

以上です。

○横山英雄議長 ほかに質疑ありませんか。

細谷議員。

○14番 細谷博之議員 小倉修議員から修正動議の説明がありました。その中で、今、金子町長が選挙のときに使った0円、退職金はもらいません。それを見せていただきました。金子町長が今説明したとおり、本人はそういう手続をとった。そういうことで進んでいることだと思います。これを見ますと、副町長、教育長、この執行部、今、副町長はおりませんけれども、その3人が100分の50ですか、半額に、同志だからというようなことで今話がありましたけれども、町長の退職金をいただきません。これは選挙公約です。ただし、今、副町長、教育長、副町長はおりませんけれども、この人たちまで同志だから50%カット、私としてはおかしいのではないかな、そういうふうに思っています。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 今、細谷議員からの質問でございます。何かおかしいのではないかと。やはり子供は町の宝でもあり、日本の宝なのです。子供さんは一日一日が成長して過ぎていくのです。15歳未満の子供たちへの医療費の援助です。これは一日も早くやったほうがいいということで、町長は公約を出したのです。町民も大変喜んでおります。そしてまた、町長も当選後もそういった努力をしたいと。しかしながら、子供の成長というものは一日一日成長しております。一日も早いほうがいいのです。当然のごとく公約を実行していただくということであれば、町を思う、子供を思う気持ちがあれば、当然のごとくやるべきだと。私は全く先が見えないと、金子町長も一生懸命町民のために1,400万も出したと思っているのだが、先は見えないのだと。市町村総合事務組合に私どもも行ってきました。全く方向性が見えない。これは大泉の長谷川さんと同じになってしまうと、子供さんのためにはならぬと。よって、町長も、副町長も、副町長になられる方、どなたかわかりませんが、そして教育長、当然のごとくそういったことを考え、将来の子供のことを考え、そ

れだけ町長が考えているのであれば、まずもってそこから公約を果たしていただきたいと。これは2期目に向けましても当然そうになっていくと私は思うのです。「公約は破るためにある」なんて言った方がいましたけれども、私は「公約は守るためにあるのだ」と、そう思っております。

以上です。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 町長に質問します。

私は今週の月曜日、3月の3日月曜日、群馬県市町村総合事務組合の事務所に前橋まで行ってまいりました。我が町長は退職金をいただかないという公約で当選されましたけれども、その辺についてどうなのですか。岩崎次長と面会をして、いろいろお話をしてきました。あなたは今、手続をして云々と言ったが、そんなの真ッ赤なうそです。手続なんかされていないです。ただ、現時点では不可能ですという話を聞いてきました。それを町長も承知していると思います。あなたの任期は10年も20年も合併後も続きません。4年間です。その任期中には不可能です。できませんというお話を聞いてまいりました。非常に懐かしい名前があったのですけれども、針ヶ谷さんが会長ですから、そこの部屋で話をしてきましたけれども、そういった点では全く町長がやっているからということではなくて、任期中には不可能である。であるならば公約した以上は、そしてしかもこの後にも出てくると思いますが、医療費の無料化、15歳までやりますということを公約で当選されています。ぜひ守ってください。そのための財源に使う、十分にできる公約実現です。ひとつそういうことでこの点については、私も確認の意味で、前橋まで行って確認してきました。岩崎次長と話してきました。実現は不可能です。

以上です。そのことについて、あなたは、質問ですから、1期、任期中の4年間にこのことが実現できるのかどうか。4年間のうち私は事務所へ行って聞いてきたのですよ。あなたは電話だと思っておりますけれども、どんな話かわかりません。前からこういう手続があればと、私の一般質問にも言っている。それが4年間のうちには実現が不可能という話も伺ってまいりました。あなたは任期期間中にそれが可能なのかどうか、はっきり明確にしてください。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 答えいたします。

再三お答えしているかと思うのですが、2月の8日の日に事務組合のほうへ私も行ってきました。その回答は、先ほど申し上げましたけれども、条件はありますね。条件というのは、先ほど申し上げました。そういうことがクリアできればできますということでしたし、それができなければできないということです。したがって、そのことは鋭意努力をした中で、4年間の中でできるかできないかということについては、その条件が整わなければできないということになるかと思うのです。そこで、他の市町村の町村長さんにも影響することなので、慎重にお願いしたいという指導は受けたということです。したがって、任期中にできるか、できないかということですが、でき

るだけできるようなには努力はしますが、できない場合には、できない場合にはもちろん今、議員が言われたような状況で、しかし、その退職金は約束したとおりにいただくつもりはありませんので、そういうどういう形でいいかはわかりません。今、修正の動議という形で出されましたから、それが議員の皆さんで前もって担保にするのだということで可決をされれば、それに従いますし、私は退職金については、どのような形であれ、いただくという考え方はありませんので、そのような考え方です。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 先ほど来町長の答弁聞いていると、その場、場当たりしのぎにはぐらかしているだけですよ。謙虚に認めるのなら認めて、それで対応しますと言ったほうがいいのではないですか、逆に。私たちだってだてに言っているわけではないですよ。ちゃんと調べて裏づけをとって、だから私も言いましたよ、前に。では議会で出すのなら出してくださいよ。どんどん賛成してやりますよと言ったでしょう。それを議会のほうでやらないみたいな言い方に聞こえるような先ほどの答弁もしていますがね。全部逃げていますよ、あなたは。あなたが1人で2月の28日に行ったと言っているけれども、これだけ職員がいるのですから、担当をつけてやったっていいですよ、あなたの姿勢を前向きに出すのだったら。それをたまたま行ったときに、その都合で聞いてきたぐらいにしか聞き取れないでしょう、みんなが聞いていたって。そういう行動が一つ一つみんなに波及しているのですよ。もっとはじめをきちんとつけた上で、ちゃんと対応するのがあなたの最高責任者たる立場でしょう。よく考えて行動してくださいよ。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 いや、いろいろ言いわけは聞いていますけれども、この前の議会、今回でも言いわけ聞いているのですが、現実に断定的な表現をしているのですよ、これ。いただきません。では議会に諮るだとか、町の議会に諮る、あるいはその事務組合の議会に諮るだとか、そういうことを一切これ書いていないのを、2万8,000町民が見ているのですよ、現実に。ここに議会に諮って相談して可決されれば私は実行すると書いてありますか。皆さん、書いてありますか。どうしてこういうのを49年町に勤めて、また議員をやって……

〔「39年です」と呼ぶ者あり〕

○3番 小沢泰治議員 39年町に勤めて、議員をやって、ましてや隣の町長ができなかったということをご存じのわけなのですよ。知っているのですよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○3番 小沢泰治議員 いや、いや、またそんなうそついているのではないよ。そういう中であって、何で確たることが今言えないのですか。ここに書いてあるのですよ。だから、当選できたのですよ。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午後 零時 1 1 分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を行います。

〔午後 1 時 1 5 分 再開〕

○横山英雄議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて小倉修議員ほか2人から提出された修正案についての質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

小島議員。

○9番 小島幸典議員 小倉修議員の修正案について賛成討論を行います。

きょうは3月の6日ということで、皆さん、どういう日だかわかりますか。きょうは皆さん知つてのとおり、行政のほうで破綻した夕張市の破綻した日なのです。そういうことをたまたまきょうここで話せるということは、皆さんのお耳にインパクトが強く入るのではないかなと。夕張市が約350億ぐらいの借金を抱えて、それで国の管理下にあると。そういう流れの中で、行政改革、これを今やっつけていかないと大変なことになるのだよと。

私のところに20年度の予算書も来ています。庁舎ができます。簡単な計算しますと、21億の庁舎ができたとしますと、昨年度の予算から21億引いた金額で行政運営ができるのではないかなと思っていました。ところが、基金から約7億ぐらいの取り崩しをすると、これちょっとやっぱりおかしいのではないかなと。そうすると、隣のC町です。4年前にもう行革を始めました。三役の俸給を自分みずからですよ、C町の首長は節約して、私はずっと儉約、節約、節約、節約、子育て支援とこのを訴え続けてきたのに、任期中にやるとか、わずか300万がないとか、そういう妊婦さんがないがしろにしてきたことで、私はいら立っているのですよ。

それで、予算書にまた戻りますけれども、これはあしたの一般質問で言いますけれども、あるところには昨年よりも約2,400万も投入しているのですよ。これは即回転して、町民の利益になるところではないと思いますよ。これは細く長くやるものだ、私はそういう思いでいるのですけれども、これはやっぱりどぶに金を捨てるようなことかなと。今はどこでも公共事業というのは、縮減、縮減していますよ。削減していますよ。

そういう中で、この小倉修議員の修正案を私は子育て支援のこれこの後皆さんにお願いすることなのですけれども、中学生までの医療補助、これは絶対必要だと思うのですよ。ということでは、先ほど話したC町ではもう4月からやるのです。4年前の大変な経済の中で、リーダーが節約して、儉約して、できるのです、そういう節約、儉約すれば。4年前に大変なことだったと思うのですよ。

それが何で我が町ではできないかと、そういうことを考えたら、議会が方向性を定めて、最終的なお金の使い道を考えてやらないと、夕張市の親戚になってしまうと私は心配しているのですよ。早目早目に手を打って、リーダーがちゃんと私が腹を切るのだから、予算を各課が1億円ちゃんとカットしろよと、そうすれば子育て支援やれば、子供たちは5年、6年たつと消費が拡大されて、町の米もどんどん売れると思いますよ。そういう流れの中で、子育て支援、サロンの広場、福祉のほうへ回してもらいたい。金はやっぱり回転させないと、活性化にならないと思いますよ。千代田町は、C町は4年、もう選挙の後、そういう政策を上毛新聞に出ていましたよね。朝日新聞にも出ていましたよね。基金は取り崩さずにやるのだと、町長は4年前にそういうことを話して、だから妊婦さんの補助だとか、今話した中学3年生までの医療補助、そういう節約の中でやっています。そういう中で、あした一般質問ではその辺の細かい話はしますけれども、とにかくトップがちゃんとした、毅然とした、町のために私たちは仕事をするのですよと、姿勢を示さなければこれは改革できません。そうでしょう。

一軒の家だって、おやじが飲んだくれて仕事しなければ、町の首長は仕事をしていますよ、一生懸命。だけれども、それにはとにかく自分で体で示す、態度で示す、そういうことを考えたら、小倉修議員の削減案は、これは財政の立て直し、行革の一環として私は支持します。賛成します。

以上です。

○横山英雄議長 ほかに討論ありませんか。

田部井議員。

○1番 田部井健二議員 修正案に対しまして、反対の討論をいたします。

まず、町三役すべての給与を50%減、半額にするというのは、数字的に余りにも大き過ぎると思います。そして、このことについて議会で一度も審議も何もしてございません。大変な問題ですから、1度や2度議会の中で話があつてからでもよかったのかなと、そんなふうに思います。

しかしながら、提案者が申しました退職金0円、これの実現が可能か不可能か、町長の答弁にもよりますと、甚だ疑問でもありますし、なかなか進捗もしないようにも思います。私は現町長はいつまでも退職金が0円になるか、ならないか、そんなことに時間を費やしたり、労力を傾けたり、そんなことをしている暇はもう今はないのではないかと、そんなふうに思います。したがって、町長の給料の中から、月額29万円、48カ月、これで約1,400万ぐらいの減額をしていただきまして、退職金でその穴埋めをするのが妥当かなと、そのように考えます。

また、教育長並びに今は欠員になっておりますけれども、副町長につきましては、原案どおり100分の10、10%の減額が相当ではないかと、そのように思います。したがって、三役すべて50%の給与減という修正案には反対をいたします。

以上です。

○横山英雄議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第9号 邑楽町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例について採決します。

まず、本案に対する小倉議員ほか2人から提出された修正案について採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○横山英雄議長 ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に細谷博之議員、相場一夫議員、石井悦雄議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。本修正案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○横山英雄議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○横山英雄議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○田口茂雄事務局長 それでは、命によりまして、点呼をとらせていただきます。

1番、田部井健二議員、2番、黒川洋子議員、3番、小沢泰治議員、5番、山田晶子議員、6番、岩崎律夫議員、7番、加藤和久議員、9番、小島幸典議員、10番、立沢稔夫議員、11番、小倉修議員、13番、本間恵治議員、14番、細谷博之議員、15番、相場一夫議員、16番、石井悦雄議員、17番、大野栄議員。

以上でございます。

○横山英雄議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。細谷博之議員、相場一夫議員、石井悦雄議員、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○横山英雄議長 投票の結果を報告します。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

うち有効投票14票、無効0票です。

有効投票のうち

賛成 9票

反対 5票

以上のとおり賛成が多数です。

よって、小倉修議員ほか2人から提出された修正案は可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○横山英雄議長 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決をした部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第13、議案第10号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第10号 邑楽町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

総務省の住民基本台帳カード普及促進支援策として、平成20年4月1日から3年間、交付手数料を無料化する市町村に対し、新たな財源措置を実施するなど国を挙げての普及対策が行われることになりました。本町においても同カードの普及促進を図るため、3年間に限り交付手数料を徴収しないこととするため、本条例を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第10号 呂楽町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号 呂楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第14、議案第11号 呂楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

なお、本案に対しては、小島幸典議員ほか3人からお手元にお配りしました修正の動議が提出されています。この動議につきましては、所定の要件を満たしておりますので、成立し、これを本案とあわせて議題とします。

初めに、町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第11号 呂楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児の医療費について小学校第1学年までの支給対象範囲を、外来については小学校を卒業するまで、入院については中学校を卒業するまでに拡大する改正に加え、健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に移行し、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、本条例を改正する必要性が生じたので、所要の改正をいたしたくご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより町長提出の議案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて町長の提出の議案についての質疑を終結します。

次に、小島幸典議員ほか3人から提出された修正案について、発議者の説明を求めます。

小島議員。

- 9番 小島幸典議員 議案第11号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議を提出します。

上記の動議を地方自治法第115条の2及び会議規則第16条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案に対する修正案、お手元に修正案の趣旨を届けてありますから、これに賛同してくださることを切にお願いして、提出の説明といたします。

- 横山英雄議長 これより修正案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて小島幸典議員ほか3人から提出された修正案についての質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

大野議員。

- 17番 大野 栄議員 議案第11号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の修正をする条例に賛成討論いたします。

今、提案者から説明がありましたように、医療費の拡大を町は通院は小学校6年生までという提案です。入院は中学3年生までということですが、提案者は双方とも公約どおり医療費の無料化を15歳までするという修正案であります。私はこれは町長の公約にもありましたように、15歳までの医療費を無料化にしますということで当選なされております。したがって、県も近いうちにこの通院の医療費無料化は15歳まで拡大を進めているようです。町は町長の公約どおり、医療費の無料化の拡大を小学校6年生までではなく、入院と同じように15歳までの修正に賛成するものであります。

以上です。

- 横山英雄議長 ほかに討論ありませんか。

山田議員。

- 5番 山田晶子議員 私はこの件に対して反対をいたします。

理由といたしましては、先ほど小島議員がおっしゃいましたように、きょうは一体何の日でしょうか。夕張が破綻した日です。そういう発言をしまして、邑楽町が破綻をしては困るような発言をされてきました。そして、今、邑楽町の福祉に関する件は、1歩、2歩前進をした状態をここに金子町長が提案しているわけです。それを一足飛びに3歩も4歩も飛び上がったようなことをする必要はないと思います。どうも考え方の中に、できればいいのだという無責任な考えのように私には見受けられます。それで、私はこの件については、10月にということもありますので、今の時点に

においては原案どおりということをサポートいたします。

以上です。

○横山英雄議長 ほかに討論ありませんか。

本間議員。

○13番 本間恵治議員 議案第11号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正する条例に対する修正動議に対しまして、賛成の討論を行います。

少子高齢化対策におきましては、老人医療の膨大な支出にかんがみ、子供たちに対する保護政策につきましても、本当に弱いものがございます。そういう中で、金子町長が公約に打ち出した15歳までの医療費を無料化にすると、そのことにつきましても、一般の町民もみんなこぞっていいことだと投票した人がたくさんいると思います。そういった中で、やはりこの公約を守るからこそ、私たち議員にも課せられた町民の願いの一つであります。ですから、早急に実施していただくことを切にお願いし、賛成の討論といたします。

○横山英雄議長 ほかに討論ありますか。

小倉議員。

○11番 小倉 修議員 議案第11号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議に私は賛成討論をいたします。

先ほど来から財政の大変な中で、これは夕張市みたいな、そういう討論をした方がおられました。やはり子供というのは中心的に、町のこれからの将来を考えれば、これは非常に大事なことでございます。一日一日、10月まで待てばいい、来年まで待てばいいということではなくて、県は県、町は町で考えた中で進めていく必要が私はあると思います。よって、小島議員の修正動議につきましても、大賛成をいたします。

以上です。

○横山英雄議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第11号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

まず、本案に対する小島幸典議員ほか3人から提出された修正案について採決をします。

この採決は無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○横山英雄議長 ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に大野栄議員、田部井健二議員、黒川洋子議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。本修正案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○横山英雄議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○横山英雄議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○田口茂雄事務局長 それでは、点呼をとらせていただきます。

1番、田部井健二議員、2番、黒川洋子議員、3番、小沢泰治議員、5番、山田晶子議員、6番、岩崎律夫議員、7番、加藤和久議員、9番、小島幸典議員、10番、立沢稔夫議員、11番、小倉修議員、13番、本間恵治議員、14番、細谷博之議員、15番、相場一夫議員、16番、石井悦雄議員、17番、大野栄議員。

以上でございます。

○横山英雄議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。大野栄議員、田部井健二議員、黒川洋子議員、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○横山英雄議長 投票の結果を報告します。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち有効投票14票、無効投票0票。

有効投票のうち

賛成 11票

反対 3票

以上のとおり賛成が多数です。

よって、小島幸典議員ほか3人から提出された修正案は可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○横山英雄議長 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決をした部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号 呂楽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第15、議案第12号 呂楽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第12号 呂楽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

土地区画整理法の一部改正、また入居申し込み者が暴力団等の場合には、公営住宅に入居決定をしないこと等を原則にした国土交通省の基本方針に基づき、本条例の一部を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第12号 呂楽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号 呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第16、議案第13号 呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第13号 呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律が平成20年4月1日から施行され、高齢者医療制度が創設されるに伴い、地方税法の一部が改正され、後期高齢者支援金等に要する費用を含めることが追加されたこと及び特別徴収等についての規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

大野議員。

○17番 大野 栄議員 議案第13号 呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対して反対討論します。

この条例の中には、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支給課税額の割合が第5条の4に明記してあります。それによりますと、被保険者1人につき7,000円の均等割、それで1世帯について6,000円の負担を国民健康保険として後期高齢者保険に繰り入れをするという原案であります。これは国がこういう形で決まったものですから、各自治体に流れてくるわけですが、仕方ない部分もあると思いますけれども、実際には被保険者、国保の加入者が8,996名いるわけですが、この赤ん坊からお年寄りまでの74歳に対して、1人当たり7,000円、また世帯割6,000円、所得割といろいろ細かい計算ありますけれども、合計約2億3,000万円のお金を国保税から後期高齢者保険の中に繰り入れをしていくという原案です。

よって、4月からいろいろ食料品を初め諸物価が値上がりされようと思定されております。そういった中で、国保の弱者に対するそういう後期高齢者保険税の値上げが条例とされておりますけれども、私は一人でも今の討論で反対をしたいと思います。

○横山英雄議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第13号 呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○横山英雄議長 挙手多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第14号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

○横山英雄議長 日程第17、議案第14号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第14号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険料は平成17年度に行われた税制改正の影響により、保険料が大幅に上昇する方については、平成18年度及び平成19年度において激変緩和措置が講じられていましたが、平成19年12月に介護保険法施行令等の一部改正が公布され、引き続き平成20年度も激変緩和措置を講ずることとするため、所要の改正をする必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第14号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第15号 邑楽町保健センターの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第18、議案第15号 邑楽町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第15号 邑楽町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

役場庁舎移転に伴い、一帯の公共用地の地番整理を行ったことにより、条例中の保健センターの地番を邑楽町大字中野2570番地から邑楽町大字中野2570番地3に変更するため、本条例を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第15号 邑楽町保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第16号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

○横山英雄議長 日程第19、議案第16号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題

とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

- 金子正一町長 議案第16号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

県は小口資金融資促進制度について、平成15年度から平成19年度まで借りかえ制度を実施してまいりました。平成20年度につきましても、景気情勢や国の保証制度の動向を踏まえ、群馬県小口資金融資促進制度要綱を改正し、借りかえ制度の継続を実施することに伴い、本条例を改正する必要が生じたので、所要の改正を行いたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第16号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第17号 館林都市計画事業鶉土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

- 横山英雄議長 日程第20、議案第17号 館林都市計画事業鶉土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

- 金子正一町長 議案第17号 館林都市計画事業鶉土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほどご決定賜りました邑楽町役場の位置条例の改正に伴い、事務所の所在地を変更する必要が

生じたため、条例を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第17号 館林都市計画事業鶉土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第18号 邑楽町後期高齢者医療に関する条例

○横山英雄議長 日程第21、議案第18号 邑楽町後期高齢者医療に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第18号 邑楽町後期高齢者医療に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律の施行により、平成20年4月1日から老人医療にかわる新たな後期高齢者医療制度が施行されます。平成19年2月にはこの制度の運営主体となる群馬県後期高齢者医療広域連合が設立され、11月には保険料等を定めた広域連合の条例も制定されたことに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、保険料の納期等を定めるため、本条例をご提案申し上げます。

なお、詳細につきましては、保険年金課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 邑楽町後期高齢者医療に関する条例の補足説明を申し上げます。

本条例は、第1条から第8条及び附則第1条から第3条までで構成されております。

第1条は、趣旨として、町が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによるであります。

第2条は、町において行う事務として、第1号の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付から第8号の事務に付随する事務まで定めたものでございます。

第3条は、保険料を徴収すべき被保険者として、第1号から第4号まで定めたものでございます。

第4条は、普通徴収に係る保険料の納期として、第1項は、8期とし、第3項まで定めたものでございます。

第5条は、延滞金を定めたものでございます。

第6条及び第7条、第8条は、過料を定めたものでございます。

附則として、第1条は、施行期日として、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。

第2条は、延滞金の割合等の特例を定めたものであります。

第3条は、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例として、第1項は、6期とし、第2項まで定めたものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

大野議員。

○17番 大野 栄議員 議案第18号 邑楽町後期高齢者医療に関する条例に対する反対討論をいたします。

これも先ほど国保税の提案と同じように、後期高齢者保険を独自に75歳以上をつくっていくということを決めました。そして、75歳以上の医療についても、年金から天引きをしますよということ。今、国に対しても五百数十自治体が見直し、廃止の陳情なり、あるいは各市町村でもそういう問題が多発している状況があります。我が邑楽町におかれましても、扶養家族になっている75歳以上のお年寄りも年金から天引きをして、独自にその後期高齢者保険を徴収していくと、こういう制度であります。保険料の均等割額は1人3万9,600円、また今度さらに年金の所得が7.36%掛けたのがその後期高齢者保険に充当すると、1人当たり75歳以上が6,200円ぐらいの程度になるだろうと想定をされています。そのお金が2カ月に1回、75歳以上、いわゆる年金をもらっている、1万5,000円以上の年間18万円以上の方については、天引きをする、こういう保険制度であります。

年寄りには長生きをするな、医者にかかるなというのを国を挙げて言っているようなものであります。したがって、来月からも食料品ほかいろいろなものが値上げが想定される中で、お年寄りの少ない年金から天引きをしていく、こういう後期高齢者を独自に差別をしていく医療制度については、私は反対していきたいと思います。

以上です。

○横山英雄議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第18号 邑楽町後期高齢者医療に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○横山英雄議長 挙手多数。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第19号 邑楽町学校給食事業特別会計設置条例

○横山英雄議長 日程第22、議案第19号 邑楽町学校給食事業特別会計設置条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第19号 邑楽町学校給食事業特別会計設置条例について、提案理由の説明を申し上げます。

学校給食費の未納が大きな社会問題となっている今日、本町においては、保護者の理解と学校の協力により、一人の未納者もなく運営されています。今後さらに学校給食に係る透明性の向上、保護者負担の公平性の確保、学校給食を取り巻く諸問題に迅速かつ適切に対応するため、私会計、私の会計、私会計から特別会計の公会計へ移行いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、学校教育課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 ただいま町長より提案されました議案第19号 邑楽町学校給食事業特別会計設置条例につきまして、補足説明を申し上げます。

町長からも説明がありましたが、本町の給食費の会計は、保護者の理解と学校の先生方、さらにはボランティアの皆様のご協力によりまして、一人の未納者もなく運営されているところであります。しかしながら、近年給食費の滞納が深刻化し、大きな社会問題となっております。群馬県内で

も32の市町村で1億1,500万円もの未納が報告されております。邑楽町学校給食センターは、これまで町予算による会計、すなわち公会計ではなく、町予算外の給食センター単独の会計、これを私会計と申しますが、私会計で処理してまいりました。文部科学省は、市町村に会計方法の選択を任せておりますが、県教育委員会から県下の状況に対処すべく、学校給食に係る事務の透明性や保護者負担の公平性の確保に適切に対応するため、私会計処理をしている市町村に公会計処理へ移行するようにとの要請がありました。本町はこの趣旨に賛同し、条例制定を提案するものであります。

邑楽町学校給食事業特別会計設置条例は、新設の条例ですので、条例をご説明申し上げます。

第1条は、地方自治法第209条第2項の規定により、特別会計を設置すると定めたものであります。

第2条は、この会計においては、給食費負担金、一般会計繰入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、邑楽町学校給食センターの事業費、その他の諸支出金をもってその歳出とするということで、歳入及び歳出を定めたものであります。

次に、第3条は、この会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により、弾力条項を適用することができるものと定めたものであります。

なお、附則としまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第19号 邑楽町学校給食事業特別会計設置条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午後 2時22分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を行います。

◎日程第23 議案第20号 平成19年度邑楽町一般会計補正予算

○横山英雄議長 日程第23、議案第20号 平成19年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第20号 平成19年度邑楽町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,041万8,000円を減額し、予算の総額を88億967万9,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、町税8,499万6,000円、地方交付税2,000万円、県支出金2,050万円等を増額し、基金繰入金2億4,581万3,000円等の減額であります。

歳出の主なものは、障害者訓練等給付事業1,879万円、勤労者福利厚生事業1,225万9,000円、商工振興事業1,190万円の減額等であり、その他事業実績見込みに応じた歳出補正を行った次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野議員。

○17番 大野 栄議員 ページ数でいいますと、65ページ、労働費ですけれども、この貸付金が減額に1,225万9,000円ということで、それぞれ説明がされております。この貸付金というのは、勤労者等小口生活だとか、そういう方たちが借りたお金を返せない減額なのか、あるいは銀行に預貯金があつて、それが減額になったのか、どういうことなのかということでお尋ねします。第1点。

それから、歳入面でももちろん28ページ、29ページですが、この歳入ということで減額が出ております。1つ、小企業者融資預貯金収入の減額の355万4,000円というのがこの支出のほうの減額に出ていないのですけれども、それはどこを見つけたらいいのかなと思っているのですけれども、その点をまずお尋ねします。

それから、さらにその上に繰入金の補正があります。庁舎建設は来年度から廃目になりますが、前町長が積み立ての範囲内の中で建設をしていくということで、お金も余っていると思いますが、20年度にはさらにまた目的の基金を新設したり、いろいろな方法で考えていかななくてはならないと思いますが、この今現在繰り越し事業も庁舎建設ありますけれども、残金が幾らあつて、20年度の繰り越しのあれがどのぐらいあるのかをお尋ねもしたい。

それから、その上に財調繰入金はかなり補正額で返還されて、今現在3億8,000万の繰り入れをしたということになっておりますが、今回20年度の予算を見ますと、かなり目いっぱい、3月

の補正の合計だとか、繰り入れもかなりされているようです。目いっぱいされると繰入金の返還というのがなかなかできにくいかなと思うのですけれども、そういった中で町長は繰入金を入れた中で前町長の3億8,000万程度の繰り入れのお返しができるのかどうか、その辺も考えがありましたらお尋ねします。

以上。

○横山英雄議長 金子産業振興課長。

○金子重雄産業振興課長兼農業委員会事務局長 答えします。

65ページの勤労者福利厚生事業でございますが、勤労者住宅資金の融資がなかったということで、歳出預託をしてございません。その関係で248万9,000円が歳入でも減額となっているということでございます。

続きまして、勤労者生活資金977万円、これにつきましても、借り入れがなかったということで、歳出で減額、その分歳入でも977万円減額でございます。

それから、小企業者融資預託金の収入でございます。これにつきましては、69ページの下段でございますが、制度融資事業ということで、小企業者緊急経営資金355万4,000円、これにつきましても、融資の預託がなかったということで、おのおの歳入でも減額ということでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 神谷庁舎建設室長。

○神谷長平庁舎建設室長 繰越明許につきましては、7ページに掲載されておりますけれども、2款の総務費、1項の総務管理費ということで、庁舎建設事業費ということで6,869万円でございますけれども、これらの内訳につきましては、13節の設計監理委託料1,690万円、それから13節の住基ネット移設業務委託1,040万円、それから15節の電気情報ネットワーク工事4,220万円、これらを累計した額が繰越明許ということでございますけれども、これらにつきましては、庁舎の移転が新年度になってということでございますので、住基機器を5月の3、4、5に移設するというので、新年度になってからの工事ということで、繰り越しをさせていただきました。それで、現在発注におきましても、まだ残工事が残っておりますけれども、2月の27日現在の契約状況額につきましては、19億9,186万円程度の契約額となっております。まだ若干現場におきましても、設計変更等がありますので、これ以降の数字が増額になる見込みとなっておりますけれども、現在基金のほうにつきましても、残額としますと約6億強の予算になろうかなというような状況でございます。

以上で終わります。

○横山英雄議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 財政調整基金の現在高ということでお尋ねかと思いますが、現時点では、12億くらい大ざっぱですけども、あろうかと思いますが。庁舎基金、今、建設室長のほうからお話がありました基金が約6億程度の基金残高として存在するということになりましたが、これについての使

い道あるいはどこへ基金に当て込むかについては、現時点のところどこで決めているわけではございませんので、また議会にお諮りし、それを徹底していきたいというふうに考えております。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 町長に私尋ねたのは、繰入金が今度の補正の中で2億補正減額されて、合計繰り入れが3億8,000万円出ているのですよね。それに対して来年度に向けて財調の取り崩しも多いと、そして予算も目いっぱいとしているのに、このようにきちんともとに戻すような形のそういうあれはあるのかどうかということ町長の考えを聞きたいという質問だったのですよ。それを答弁を求めて、次のまた質問に入ります。

89ページ、それから91ページに入りますが、呂楽中学校の施設耐震のこの事業を設計委託をして、来年度の予算に向けて予算とってありますけれども、この設計委託料の減額が出ております。その次のページに、幼稚園の長柄幼稚園、高島幼稚園の耐震補強の事業の設計委託料が減額になっているのですけれども、これは設計委託をして減額なのか、あるいはやらなかったのか、その辺をきちんと説明をお願いしたい。というのは、来年度に向けての耐震の事業が出ていないということですから。

さらに、104ページの公債費です。103万8,000円、一般財源が12万2,000円ですか、その他の財源91万6,000円、このその他の財源というのはどういうのか。

それから、長期債元金、かんぽ生命保険というので、これは郵便局だと思うのですけれども、どここのところからお借りをする、郵便局なのかどうか。それで、あと91万6,000円は、その他の財源は何なのかと、その辺もお尋ねします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えをいたします。

財政調整基金の繰入金についての3億8,300万円ということの数字が出ているわけですが、これからこの数字が当然繰入金として上がってきた場合はどうするのかということですが、当然のことながら繰入金が生じた場合には、この台帳のほうに繰り入れするようにこれは努力していきたいと思っております。

〔「全然違う、質問の内容が」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 答弁が私の質問とちょっと狂っているのです、そこだけ再度質問します。

私のお尋ねしているのは、最初に借入金で今度の補正で2億を戻していますよと、そしてこの合計になっているのだと。20年度は目いっぱい繰り入れも入れて、それでいろんな事業も目いっぱい使っているように予算には私には見えるのですけれども、こういうふうに財調が半分以上ちゃんと返せる財政なのかどうかということ町長に尋ねているのです。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

先ほども庁舎建設の基金の答弁もありましたけれども、当然財政調整基金の安定的な確保というのは必要でありますので、できるだけその繰り出しをした部分がこの決算の中で出てくれば、財調のほうに繰り入れをしていきたいと。それで、安定した財源確保を図っていきたいという考え方で、これは大野議員が言われるとおり、できるだけ努力をした中でそのような状況をつくり出していきたいなど、こう思っております。

○横山英雄議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 それでは、89ページですか、中段になりますけれども、邑楽中学校の耐震補強事業の実施設計業務委託料のこの減額ということですが、これにつきましては、入札時の落札落ちの部分です。

それと、プレハブ賃借料につきましては、当初プレハブを利用してこの事業に取り組みたいということだったのですが、これを使わずしてできそうだということですので、これは減額をいたしました。

それから、次のページのこれも中ほどになりますけれども、91ページです。長柄幼稚園及び高島幼稚園の補強事業の関係につきましては、両幼稚園の補強の実施工事については、平成21年度以降の実施になるということで、19年度では減額をいたしました。

以上です。

○横山英雄議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 104ページの公債費の財源内訳についてのお尋ねがありました。91万6,000円、その他というところで計上してありますが、これについては、29ページ、19款諸収入の6目、一番下になりますが、住宅新築資金等貸付元利収入ということで91万6,000円を計上してあります。こちらの返還金、繰上償還をすることに伴っての返還が生じた借り入れ者からの金額が歳入されますので、それを充当するというところでございます。

以上です。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 町長にお尋ねします。

今、学校教育課長の説明がありました。幼稚園の耐震事業は21年度以降にするということですが、耐震にひっかかるようであれば、すぐに新築あるいは補強工事を、補強工事です。やらなくてはならない事業を凍結して、二、三年先に送るということは、3歳から5歳までの子供を預かった保育を幼稚園でしているのですよね。それをわかっていて事業をしないということにつながると思うのです、調査もしないということは。想定できるでしょう。これはまた大変な問題になるのではないかなと思うのですよ。ですから、耐震の調査をして、そういう災害に耐えられるのであればいいですけれども、耐えられないという結果がわかれば、すぐに補強工事を小学校、中学校と同じように

やらなくてはならないと私は思うのですけれども、何で先延ばしにしたのでしょうか。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

耐震の診断はされているようです。その診断に基づいて実施設計に移るわけですが、その実施設計の部分について先送りしたということでございますので、当然耐震診断を行って、その補強工事が必要だということになれば、その実施設計に移し、そして改造工事ということになるわけですので、そのような状況から実施設計の作業を送ったということでございます。

〔「まだ違うよ。違うんだ、用件が。2つだよ。これで3つ目だよ。さっきは答弁が違うから言ったんでしょう。いや、いや、これで3つ目だよ。さっきは答弁が違うから、そういう話じゃないですよということです。それも入れてもらっちゃ困るんですよ」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 それは入っていますよ。

〔「それを果たしているわけじゃないでしょう」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 入っていますよ、それ。こっちだよ。

〔「それをに入れてやっているから」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 入れたの。4つ目。

〔「課長の答弁がだって、なっていないだもん。だって耐震事業って、事業の結果はどうだったのか、それ言わないでしょう。だって、事業決定やっているのに、要するに説明不足なんだよ。教育課長が説明不足というのは……」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 では、大野議員。

○17番 大野 栄議員 私の言ったことを全部クリアして答弁していればいいのですけれども、尋ねたことをちゃんと答弁されていないので、だから回数が多くなってしまうのですよ。町長の公約で説明不足なので、裁判までするぐらいなのですから、こんな議会で1回や2回延びたってどうってことないですよ。

要するに耐震の結果はどうだったのか。それで、その町としての考え方はどうなのか、それをお尋ねします。

○横山英雄議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 長柄幼稚園と高島幼稚園の耐震診断の結果につきましては、補強工事が必要という結果は出ております。ですが、昭和56年以前の建物につきましては、大なり小なりのそう

いった結果が出ておりますけれども、ここの両幼稚園につきましても、補強の必要がありという結果が出ております。

以上です。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 ただいま課長のほうから補強の必要性があるというような診断が出ているようですので、これから年次的に、20年度は緊急性の高い邑楽中学校の屋内運動場ということでこれからご審議いただくわけですけれども、緊急性が非常に高いということでございますので、20年度については邑楽中学校、そして今、課長のほうが答弁がありましたけれども、幼稚園と順次年次的にその改造工事、補強工事はやっていかなければならないと、こんなふうに思っています。

○横山英雄議長 ほかにありますか。

本間議員。

○13番 本間恵治議員 7ページの土木費、道路橋りょう費の町道幹線19号線道路新設改良事業の962万5,000円ですか、これ繰越明許されていますけれども、金子町長が当選すれば、すぐにその道路が完成するというふうな話も聞いております。その点、実現がすぐできるのかどうかお聞きしたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 6号線、それから19号線について繰越明許ということでお願いしているわけですが、両改良事業ともこれは実現するというものに向けてこれからも努力をしていきたい、こんなふうに思っています。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 努力をするということは、現在進行形になるのでしょうかけれども、ある意味ではあやふやな言葉だと思います。はっきりとした回答を早急に出せるようによろしく願います。

○横山英雄議長 本間議員、答弁はいいのですか。

○13番 本間恵治議員 はい。

○横山英雄議長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第20号 平成19年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第21号 平成19年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○横山英雄議長 日程第24、議案第21号 平成19年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第21号 平成19年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ546万9,000円を追加し、予算の総額を28億4,724万円といたしたい次第であります。

歳入については、療養給付費交付金の追加と、国庫支出金の減額であります。

歳出については、総務費及び保険事業費の追加と保険給付費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第21号 平成19年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第22号 平成19年度邑楽町老人保健特別会計補正予算

○横山英雄議長 日程第25、議案第22号 平成19年度邑楽町老人保健特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第22号 平成19年度邑楽町老人保健特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,994万4,000円を追加し、予算の総額を17億8,600万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については、支払い基金交付金、国庫支出金、県支出金及び繰入金の追加であります。

歳出については、医療諸費及び諸支出金の追加と総務費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第22号 平成19年度邑楽町老人保健特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第23号 平成19年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○横山英雄議長 日程第26、議案第23号 平成19年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第23号 平成19年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万1,000円を追加し、予算の総額を12億7,938万1,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金の追加であります。

歳出については、総務費及び保険給付費の追加と地域支援事業の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第23号 平成19年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第24号 平成19年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○横山英雄議長 日程第27、議案第24号 平成19年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第24号 平成19年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ488万3,000円を減額し、予算の総額を4億3,216万5,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金及び町債の減額であり、歳出の主なものは、職員給料及び公債費等の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○13番 本間恵治議員 下水道事業につきましては、大変お金をかけて町の市街化区域を特に中心にやっているわけなのですけれども、新中野の団地、そして明野の団地につきましては、終末処理場をもって下水道処理をしております。現在、下水道費用と、それからその地域ごとの終末処理場の格差というのが大変あると思います。それを今後どのような対応をとっていくのか、町長にお聞きしたいと思います。

○横山英雄議長 石井水道課長。

○石井貞男水道課長 お答え申し上げます。

公共下水道整備区域の中におきましては、ただいま議員ご指摘のとおり、新中野地区あるいは明野地区が含まれております。現在の使用料金におきましては、公共下水道区域につきましては、基本料金、1カ月ですが、10立米で1,300円でございます。また、コミプラにつきましては、10立米で400円の状況でございます。料金に格差があります。今後この下水道におきまして、新中野区域あるいは明野区域も区域でありますから、当然整備をしていくことになるわけですが、これにつきましては、特に新中野地区につきましては、排水管が老朽化しているというふうなこともございまして、現在この整備につきましては、全部入れ替えをするのか、あるいは現状の管を復旧をさせる工事もありますから、そういう工法でやっていくのか、こういう工法の選択も当然していかなくてはならないわけですが、そういう工事の費用の状況を勘案しながら、当然整備をしていかなくてはならないというふうにも思っています。

また、料金につきましては、今後関係機関と協議を行いながら、格差是正に向けて努力していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 私が議員になった当時、厚生環境にいて、そういう現状がありました。金額を是正するために、その当時1度上げた覚えがございます。でも、まだまだその格差が広がっているのが現状です。そういった中で、町民の財産を預かる立場として、やはり不公平があってはならないと。しかしながら、一気に料金が倍になってしまうというふうなことになるならば、やはり協力してくれる地域住民は少ないのではないかと、そういうふうにも思っております。だからといって、このままにしておいていいという問題ではございません。真剣に対応していただきたい。

今、課長が具体的に話していただきましたけれども、これは町全体としての問題でもございますので、真剣に対処していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○横山英雄議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第24号 平成19年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第25号 平成19年度邑楽町水道事業会計補正予算

○横山英雄議長 日程第28、議案第25号 平成19年度邑楽町水道事業会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 議案第25号 平成19年度邑楽町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、資本的収入及び支出において、それぞれ3万9,000円を増額し、資本的収支予算を5億7,454万円といたしたい次第であります。

収入については、補てん財源の建設改良積立金であり、支出については、建設改良費の法定福利費であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第25号 平成19年度邑楽町水道事業会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

[午後 3時14分 休憩]

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を行います。

[午後 3時26分 再開]

◎日程第29 議案第26号 平成20年度邑楽町一般会計予算

）

日程第36 議案第33号 平成20年度邑楽町水道事業会計予算

○横山英雄議長 日程第29、議案第26号 平成20年度邑楽町一般会計予算から日程第36、議案第33号 平成20年度邑楽町水道事業会計予算までを一括議題とします。

町長から施政方針並びに提案説明を求めます。

金子町長。

○金子正一町長 平成20年度邑楽町一般会計予算の上程に当たりまして、提案理由並びに施政方針を述べさせていただきます。

平成20年度邑楽町一般会計予算を初め各特別会計予算の上程に当たり、その大綱についてご説明申し上げ、提案理由とさせていただきます。私が就任して初めての施政方針ということでございますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

「平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によりますと、国は、「希望と安心の国」の実現に向け、「自立と共生」の理念に基づき、安定した経済成長を図るとともに改革を進め、「活力ある経済社会の実現」、「地方の自立と再生」、「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」を図るとしてあります。

平成20年度においては、「基本方針2006」、「基本方針2007」等を踏まえ、成長力強化及び地方の自立と再生に取り組むとともに、財政健全化に向けた歳出・歳入一体改革等を進めることとしてあります。

我が国の経済については、世界経済の回復が続くもと、平成19年度に引き続き民間需要中心の経済成長になると見込まれていましたが、近況では、サブプライムローン問題や原油高騰の影響を受け、物価は上昇傾向にあり、先行き不透明な状況となっています。

こうした中、平成20年度の地方財政は、地方財政計画の規模の抑制に努めてもなお、平成19年度に引き続き大幅な財源不足の状況となっています。

これから社会保障関係経費の自然増が見込まれることに加えて、地方財政の借入金残高は、平成20年度末には197兆円と見込まれ、今後その償還負担が高水準で続くことから、将来の財政運営を

圧迫することが強く懸念されています。

また、三位一体改革による国と地方の税源配分のあり方の見直しが済んでいないことから、地方の自由度や裁量の拡大は失われ、地方独自の施策・取り組みを行う余地が狭まってきており、地方分権改革の成果があらわれていない状況です。

このように、現下の極めて厳しい地方財政の状況を踏まえると、財政健全化法等を念頭に置き、引き続き行財政改革を推進する必要がある、あわせて税収入の確保、受益者負担の適正化等財源確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と歳出の徹底した見直しによる抑制に努め、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務とされています。

以上のことなどを考慮し、本町における平成20年度の予算規模は、一般会計で71億7,100万円、前年度に比べて16.1%減といたしました。

まず、歳入の増減額の大きなものを申し上げますと、法人町民税の伸びが見込めない反面、鞍掛第三工業団地等への企業進出による固定資産税等の増加が見込まれることから、町税を38億9,989万6,000円で、前年度対比1.6%増、また庁舎建設事業が完了したことに伴い、繰入金金を7億4,856万6,000円で、同66.7%減、また義務教育施設整備に伴い、町債を4億2,140万円で、同22.9%増といたしました。

歳出においては、経常経費等の削減や投資的経費の重点化を行い、効率的な財政運営への転換を図るための予算編成に心がけました。

なお、不足する財源については、健全財政を意識した中で、財政調整基金等の各種基金の取り崩しを行い、地域福祉施策や産業振興、教育振興等、多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応していく所存でございます。

以上のような点を考慮し、平成20年度の主要施策として、住民・福祉関係では、3カ年度に限り住基カード発行手数料の無料化や福祉医療費助成制度の拡充などの諸事業に取り組みます。

また、4月から国の医療制度改革により、後期高齢者医療制度が始まることから、特別会計を新設して75歳以上の被保険者の支援を行います。

産業振興関係では、引き続き米の生産調整推進対策事業を関係機関と連携して、農産物の邑楽ブランド化と地産地消を推進するとともに、商工団体育成支援事業の充実や中小企業融資制度等の利用促進を図ります。

土木関係では、継続事業として町道幹線6号線道路改良事業や町道幹線19号線道路新設事業、鶉土地区画整理事業などの都市計画事業等を行います。

教育関係では、児童・生徒が安全・安心な学校生活を過ごせるよう、防犯パトロールの強化を行うとともに、メール配信による不審者情報の提供を行います。

平成20年度から学校給食センターの諸課題に対処するため、私会計から公会計に移行いたします。

そして、施設整備面では、緊急性の高い邑楽中学校屋内運動場の耐震補強事業に取り組みます。

また、地域住民ボランティアの協力を得ながら、子供たちに勉強やスポーツ、地域交流活動等の支援を行うため、北児童館を利用して「放課後こども教室」を試行的に開催します。

平成20年度は、町制施行40周年という節目の年に当たることから、各種記念事業を予定しております。

来る4月20日には、新庁舎の竣工式も予定しており、職員一同、今まで以上に住民サービスの向上に努めてまいりたいと決意を新たにしている次第でございます。

予算規模について。平成20年度予算規模についてご説明申し上げます。

一般会計については、歳入歳出予算の総額を71億7,100万円とし、前年度に比較して16.1%の減といたしました。

平成19年度の予算総額から庁舎建設基金繰入金15億7,715万5,000円を除いて比較しますと、2.9%の増となっています。

特別会計では、国民健康保険特別会計の予算総額が27億7,626万6,000円で、前年度対比6.3%増、老人保健特別会計の予算総額は2億4,705万7,000円で、同85.7%減、後期高齢者医療特別会計の予算総額は1億9,687万8,000円で皆増、介護保険特別会計の予算総額は13億880万1,000円で、前年度対比7.3%増、下水道事業特別会計の予算総額は4億2,497万7,000円で、同1.2%増、学校給食事業特別会計の予算総額は2億3,166万9,000円で皆増、水道事業会計の収益的収入は5億3,272万円で、同0.1%増、同支出が5億1,008万6,000円で、同2.5%減、資本的収入は6,346万5,000円で、同101.3%増、同支出が2億5,038万8,000円で、同11.8%増となり、これら特別会計の合計額は59億6,875万6,000円で、同11.4%減といたしました。

以上が一般会計並びに特別会計の予算概要でございます。慎重審議の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

現下の財政状況は、非常に厳しいものがあります。地方分権の推進により、事務事業は飛躍的に増大しており、その態様も複雑多岐にわたり、専門化の度合いを強めています。

今後は今まで以上に事務事業の見直しや合理化を進め、予算の執行に当たっては、健全財政を念頭に置き、最少の経費で最大の効果を上げるという基本原則に立った行政運営に努力をします。

情報公開制度を踏まえ、行政の透明性を高め、より一層行政サービスの向上に努めるとともに、住民福祉の充実と「やさしさと活気の調和したまち“おうら”」実現のため、全力を尽くしてまいりたいと存じます。

住民の皆様と議員各位の一層のご支援とご協力を心からお願いし、終わりといたします。

なお、歳入及び施策の概要については、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 小島税務課長。

○小島哲幸税務課長 予算書のほうで、歳入のほうの部分につきまして、税の部分につきまして補足説明を申し上げます。

歳入の予算書で申しますと、17、18ページ、それから19、20ページになろうかと思います。まず、1 款の町税、1 項の町民税、1 目の個人につきましては、昨年度税源移譲ということで、地方のほうに税源が移されましたが、もうそれは既に終わりました。20年度につきましては、個人所得の変動等を考慮して収入見込額を推計をいたしました。

次に、2 目の法人でございます。法人につきましては、平成19年度中における燃料費、いわゆる原油高騰等の企業業績に及ぼす影響等を考慮しながら、見込額を推計をいたしました。

続きまして、2 項の固定資産税でございます。まず、土地についての部分でございますが、平成20年度におきましても、前年度からの引き続きの負担調整措置を基本に、平成19年中の地目変更等による影響等を考慮し、収入見込額を推計をいたしました。

家屋につきましては、前年度課税標準額に新增築、それから取り壊し等を考慮して、収入見込額を推計をいたしました。

償却資産につきましては、企業からの申告に基づき課税しておりますが、鞍掛第三工業団地等への企業進出により、新規設備投資が増加することが予想されることから、前年を上回る収入見込額を推計をいたしました。

軽自動車については、課税総数においてわずかな増加傾向が見られ、課税額の大きい四輪車が増加が寄与し、前年を上回る収入見込額の推計となりました。

町たばこ税については、最近の健康志向による消費動向等を考慮して、収入見込額を推計をいたしました。

都市計画税につきましては、固定資産税と同様に収入の見込額を推計をいたしました。

以上でございます。

○横山英雄議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 続きまして、19ページ、2 款地方譲与税、これにつきましては、前年並み、2 項の地方道路譲与税については、若干200万減としたものであります。

また、利子割交付金については、利子税に対する地方への配分金ということで、1,200万円、200万円増を計上しているところであります。

次に、21ページになりますが、配当割交付金でございますが、前年と同額を想定しております。

また、5 款の株式譲渡所得割交付金でございますが、前年と比較しますと、半分以下ということで、500万円の計上となっております。

次に、6 款の地方消費税交付金でございますが、やはり消費の伸びの薄い状況から、前年を1,000万下回る2億5,000万円を計上しております。

7 款の自動車取得税交付金でございますが、前年を1,000万ほど下回る9,000万円を計上しており

ます。最近の自動車の購入状況というものが、普通車から軽自動車へのシフトといった点もございまして、自動車の新規取得というものが大変減る傾向にあります。

8 款の地方特例交付金でございますが、前年より若干ですが、多めの3,000万円を計上してあります。

次の23ページをお願いします。8 款 2 項の特別交付金でございますが、前年を大きく下回ります1,000万円を計上するものであります。

9 款の地方交付税については、前年を4,000万円ほど上回る 5 億5,000万円を計上してございます。

10 款の交通安全対策特別交付金については、前年同額でございます。

11 款の分担金及び負担金、1 項の分担金におきましては、農林水産業費の分担金が見込めませんので、減額ということで、存目を計上ということでございます。

2 項の負担金につきましては、ほぼ前年並み、若干でございますが、減額となる内容となっております。

次のページ、25ページでございますが、負担金の教育費負担金でございますが、やはり前年並みの計上でございます。

なお、その下の土木費負担金につきましては、1,000万円減、これにつきましては、秋妻地内における矢場川、逆川と言っていますが、これの橋かけ替えについて、足利、邑楽町でかけ替えると、その足利分の負担金ということで19年度計上してございましたが、これがなくなりますので、廃目ということでございます。

12 款の使用料及び手数料については、ほぼ前年並みを計上しているところでございます。

次のページでございますが、土木費の使用料については、ほぼ前年並みでございます。

また、教育使用料については、160万増ということでございますが、幼稚園の預かり保育というものを始めることに伴っての保育料の増収を見込んでおります。

また、使用料及び手数料、2 項手数料でございますが、ほぼ前年並みの数字で推移をしております。

29ページ、半分から下になりますが、国庫支出金における1,800万からの増でございますが、これにつきましては、障害福祉費負担金等の増加に伴うものが主な要因と思われれます。

次の31ページに移りますけれども、国庫負担金について減額でございますけれども、保健事業等の負担金の減額に伴ったものが大きい要因と思われれます。

2 項の国庫補助金でございますが、民生費補助金、これにおいては、大幅に減額、申しわけありません。確認をさせて、後でまた答えさせていただきたいと思います。

教育費の2,000万からの増額については、安全・安心な学校づくりということで、邑楽中学校の耐震改修を予定しておりますので、それに伴うものでございます。

次の国庫委託金については、ほぼ前年並みの推移でございます。

県支出金においては、ほぼ前年並みで推移しておりますが、35ページのほうでございますけれども、民生費県の補助金がございますけれども、これは右に説明として記してございますけれども、それらの個々の事業における増額等に伴うものが合計として1,500万からの計上、増ということでございます。

次の37ページでございますけれども、農林水産業費における補助金の600万からの減でございますが、これについては、米需給関係の補助金の減額によるものと想定しております。

次に、県委託金でございますけれども、これの減額については、昨年県知事選あるいは県議選等がございました。それらに伴う委託金がなくなることに伴って減額になるという内容が主な要因でございます。

次に、41ページになりますけれども、繰入金でございますが、財政調整基金の6,800万円前年度と比しての増、それとふるさと振興基金繰入金740万円の増、ご存じのとおり庁舎建設基金繰入金、庁舎が完成しますので、15億7,700万からの繰り入れを減ずるといものが主な要因でございます。

そのほか、繰越金、延滞金等については、前年並みを予定しております。

また、43ページになりますが、諸収入についても、ほぼ前年並みを予定して計上してございます。

町債でございます。47ページ、48ページになりますけれども、町債について、農林水産業費における2,510万円の減額、土木債における2,010万円の増額、次の48ページになりますが、教育債で1億4,000万の増、臨時財政対策債における3,900万円の減、消防債ということで1,800万円の減というのが主な要因、変更点でございます。

31ページで、先ほど後でというお話を申し上げましたが、4,455万3,000円の減額の主な要因としては、19年における老人福祉費補助金5,000万円からの予算が計上させておりましたけれども、地域介護福祉空間整備等交付金という事業がございませんので、それが主な要因となっております。

以上が歳入についての概略の説明でございます。

それでは、歳出について概略を申し上げたいと思います。

51、52については、議会費ということで割愛させていただきます。

53ページからでございますが、ここには一般管理費ということで、主に職員の人件費といったものが計上してございます。これの2,900万からの今年度増ということでございますが、これの主な要因は、職員3名の増を見込んで計上してございます。それが2,500万からの数字で計上内容となっております。

次の56ページをお願いします。真ん中辺に人事事務事業ということで1,101万4,000円を計上してございますが、これについては、その下、五、六行目に人事給与情報システム賃借料というのが新たに発生しましたので、これが主なふえた要因でございます。また、文書管理等で1,207万4,000円の計上でございますが、約150万円近くの増となっております。その主なものは、次ページ、58ページ、上から3行目になりますけれども、例規集の改正委託料ということで見込んだものでござい

ます。

次に、62ページをお願いいたします。62ページの4目財産管理費でございますが、7,173万7,000円、前年と比較しますと、4,800万超の増という内容でございます。その主な要因は、次ページ、64ページをお願いします。上から2行目、庁舎管理事業ということで、6,303万4,000円を計上しておりますが、このうち4つ下の光熱水費、これが1,466万1,000円、約800万超の新庁舎になることに伴っての増を見込んでございます。また、それから10行下ぐらいですか、空調設備機器保守点検委託料ということで271万5,000円、これについては、約200万円近い増額を見込む内容でございます。また、その下に、6行ぐらい下になりますが、エレベーター保守管理委託料、新庁舎におけるエレベーターを導入してございますので、その新たな費用というものが発生するという内容でございます。最も大きいものは、その5行下の旧役場庁舎等解体工事で3,500万円を計上しているものでございます。

次の66ページをお願いします。丸でいきますと、上から2つ目の財務会計システム事業というので1,042万円、前年と比較しますと、270万からの減額を計上してございますが、その主な要因というものが、3行下の財務会計システム保守料というものが349万1,000円計上してありますけれども、前年と比較しますと、255万円からの減額によるものが大きな要因でございます。

○横山英雄議長 立沢企画課長。

○立沢 茂企画課長 企画課長の立沢です。57ページにお戻りいただきたいというふうに思います。

予算書の57ページから始まる2目広報広聴費につきましてご説明を申し上げます。前年度に対しまして198万3,000円の増額となっております。その主な理由としましては、情報関連事業におきまして、情報機器類の新庁舎への移転に関する経費でございます。広報広聴事業の取り組みといたしましては、広報紙、「広報おうら」やくらしのカレンダーなど広報物の発行に要する費用など、この目に計上してございます。町民の皆さんにより一層町政に対するご理解、ご協力がいただけるよう紙面づくりの研究に努めてまいりたいと思っております。また、この目において、60ページの下段から62ページになりますけれども、情報の電子化を一層推進していくための情報関連事業が計上してございます。邑楽町におきましても、各種情報の電子化のための取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

失礼いたしました。続きまして、65ページをお願いいたします。65ページから68ページにございます6目企画費につきましてご説明申し上げます。前年に対しまして9万4,000円の減となっております。この目では町づくりの推進に要する費用といたしまして、東毛広域市町村圏振興整備組合に対する経常経費の負担金を初め周辺市町との広域行政に関連する負担金などを計上しております。68ページになりますが、広域公共バス整備事業の運行経費を計上しております。地域の公共交通として、鉄道と同じように、町民の皆さんに大いに利用していただけますよう、さらに利便性向上のため、路線の検討等についても努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○横山英雄議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 67ページ、68ページを開いていただきます。

7目の公平委員会、これにつきましては、前年並みでございます。

また、8目の自治振興費における20万7,000円からの増でございますが、これは世帯数の増加あるいは行政区における班の、班別の細分化等に伴った経費の支出が増ということでございます。

○横山英雄議長 並木生活環境課長。

○並木邦夫生活環境課長 67ページ、70ページをお願いいたします。

67ページの9目の交通対策費でございますが、前年対比で20万9,000円の増額になっておりますが、交通安全施設の修繕等の増によるものでございます。

続きまして、69ページから72ページになります10目の防犯費でございます。36万1,000円の減額になっておりますが、報償費及び旅費等の精査によるものでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 岡村住民課長。

○岡村静代住民課長 71ページ、中段、11目住民相談費についてご説明させていただきます。

弁護士による月1回の無料法律相談及び人権擁護委員や行政相談員の相談活動にかかわる予算として94万8,000円計上いたしました。

以上でございます。

○横山英雄議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 71ページ、12目諸費でございますが、これの主なもの、右の72ページ、2つ目の丸になりますが、一般経費としまして、弁護士の謝礼あるいは訴訟弁護委託料ということでの計上内容でございます。

○横山英雄議長 立沢企画課長。

○立沢 茂企画課長 71ページ、一番下になりますけれども、それから74ページになりますけれども、邑楽町は昭和43年4月、町制施行以来、ことし平成20年度が節目の40周年を迎えます。町制施行40周年事業にかかわる経費を予定させていただきました。内容でございますが、式典事業といたしまして、町制施行40周年並びに庁舎竣工記念式典同時開催関係の経費といたしまして368万5,000円、また記念事業といたしまして、昔の写真展、こども議会、NHKの公開録音や冠事業などに要する経費といたしまして、451万5,000円を予定させていただき、合計いたしまして820万円を予定させていただきました。

以上でございます。

○横山英雄議長 小島税務課長。

○小島哲幸税務課長 続きまして、2項の徴税费につきまして補足説明を申し上げます。

まず、1目の税務総務費、今年度1億3,405万2,000円の予算の計上をさせていただきました。この部分につきましては、税務課職員の人件費を經理している項目でございますので、説明は割愛をさせていただきます。

引き続きまして、75、76ページをお開きいただきたいと思います。2目の賦課徴収費でございます。8,762万7,000円今年度予算計上をさせていただきました。この項目につきましては、税務課の賦課徴収にかかわるいわゆる電算委託料でありますとか、徴税嘱託員の報酬、これらでございますが、今年度23節の償還金利子及び割引料、この部分につきましては、税源移譲に伴いまして、所得変動が伴う納税者におきましては、住民税のいわゆる歳出還付が生じるということで、今年度は約2,000万増で計上をさせていただいております。

以上でございます。

○横山英雄議長 岡村住民課長。

○岡村静代住民課長 77ページ、78ページまでの3項戸籍住民基本台帳費についてご説明させていただきます。

住民課職員合わせて9人分の人件費及び窓口事務、戸籍事務に関する各種事務事業費として1億285万1,000円を計上いたしました。新規の事業としまして、新庁舎の電算機器の移設関連費用が41万円含まれております。

以上でございます。

○横山英雄議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 79ページ、下のほうになります。4項選挙費ということで、選挙管理委員会費を計上してございますが、前年並みでございます。

なお、次のページ、81ページでございますが、選挙啓発費、これについても前年並みを予定させていただきます。

3目の農業委員会選挙費、これにつきましては、20年が農業委員の任期に伴っての選挙の年ということで、農業委員選挙費を計上したものでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 立沢企画課長。

○立沢 茂企画課長 81ページ、下段から1目統計調査費につきまして申し上げます。

平成20年度は例年と同様に実施されている経常統計調査に要する費用を初め5年ごとに実施をする住宅土地統計調査など国の指定統計として実施される統計調査の費用を、指定された内容によって措置しているものでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 85ページからの3款民生費につきましてご説明申し上げます。

1 項の社会福祉費、1 目社会福祉総務費でございますが、1,593万円増額の1億722万4,000円を予定させていただきました。この目では、職員人件費、社会福祉協議会補助事業、民生委員児童委員活動事業等に要する費用を計上してございます。

続きまして、87ページ、中段をお願いいたします。2目の老人福祉費でございますが、1億7,914万9,000円減額の3億2,721万9,000円を予定させていただきました。この目では、老人保護措置事業、ひとり暮らし老人福祉事業、次のページの高齢者生きがい事業、在宅老人福祉推進事業等に要する費用を計上してございます。

また、92ページ、上段でございますけれども、特別会計繰出金等がこの目に計上されております。

91ページ、中段の3目福祉医療費でございますが、2,819万6,000円増額の1億9,111万9,000円を予定させていただきました。

4目の障害福祉費でございますが、22万3,000円増額の2億872万9,000円を予定させていただきました。この目では、福祉タクシー使用料補助事業、障害者の在宅福祉事業、次のページの障害者日常生活援助事業及び障害者の自立支援法に基づきます事業の経費を実績等を踏まえ予定をさせていただきます。

以上でございます。

○横山英雄議長 岡村住民課長。

○岡村静代住民課長 95ページと96ページの中段の5目人権対策費についてご説明させていただきます。

さまざまな人権問題の取り組みとして、人権啓発推進事業に149万7,000円、そして男女共同参画事業に49万9,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○横山英雄議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 同じくページで95ページ、96ページでございます。

6目の後期高齢者医療でございます。これにつきましては、新規事業として予算額1億7,364万7,000円ということで計上させていただきました。

19節負担金、補助及び交付金ということで、療養給付費負担金でございます。これにつきましては、広域連合のほうに支払うものでございます。

それから、28節の繰出金、これにつきましては、後期高齢者医療特別会計ということで、町の会計のほうに入れるものでございます。

以上で終わります。

○横山英雄議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 97ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございますが、児童手当支給事業等の経費でございます。

256万9,000円減額の2億3,114万9,000円を予定させていただきました。

99ページ、中段をお願いいたします。2目保育所費でございますが、251万1,000円増額の4億4,856万3,000円を予定させていただきました。この目では、職員人件費、100ページから108ページまでの3保育園の管理運営事業、そして108ページ、中ほどから下の保育の実施児童委託事業から私立保育園、子育て支援センター事業に要する経費を計上させていただきました。

次のページの109ページの3目児童館運営費でございますが、76万5,000円増額の2,313万7,000円を予定させていただきました。

112ページ、下までの4児童館の管理運営事業に要する経費を計上させていただきました。

以上でございます。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午後 4時11分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を行います。

〔午後 4時25分 再開〕

○横山英雄議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 ページ数は111ページからお願いいたします。

3款民生費、1目の国民年金事務取扱費でございます。予算額1,025万7,000円計上させていただきました。前年と比較しますと、167万3,000円の減でございます。これにつきましては、ページ数が114ページの中の上段のほうで基礎年金事務事業ということで、前年と比較しますと、臨時職員の削減に伴うものでございます。

それから、4款衛生費、1目の保健衛生総務費でございます。これにつきましては、116ページの後段のほうの国民年金特別会計の繰出金の減に伴うものでございます。

続きまして、117ページの2目予防費、予算額8,171万2,000円、前年と比較しますと1,178万1,000円の減でございます。これにつきましては、121ページの保健増進事業の中の健康診査事業、これにつきましては、今までは健康保険法に基づきました住民健診として実施してきました特定健診の移行に伴うものでございます。

続きまして、121ページをお願いいたします。3目母子衛生費、予算額1,483万9,000円、前年と比較しますと359万9,000円の増、これにつきましては、主に122ページの妊婦健診事業の3回から5回にするという、5回分として見込んだ増額であります。

続きまして、123ページ、保健センター費につきましては、前年並みの金額になっています。601万円の減となっていますけれども、前年並みでございます。

以上で終わります。

○横山英雄議長 並木生活環境課長。

○並木邦夫生活環境課長 125ページの5目の環境衛生費でございますが、前年対比で39万3,000円の減額になっておりますが、これは犬猫の補助金及び浄化槽整備事業の実績等に基づいた予算計上による減でございます。

続きまして、6目公害対策費、125ページから128ページまでとなっております。前年対比9万6,000円の増になっておりますが、役務費の3年に1度の計器の定期検査等が実施されるものでふえたものでございます。

続きまして、127ページですか、1目の清掃総務費でございますが、前年対比1,773万1,000円の増額になっておりますが、これは大泉への委託のし尿処理場の高圧配管等の整備交換と汚泥破碎機の設置工事及び大泉清掃センターのコンピュータの入れ替えに伴う増でございます。ちなみに大泉衛生センターへのし尿処理の増額分が1,502万4,000円になっております。

続きまして、127ページの2目のじん芥処理費でございますが、127ページから130ページにわたりますけれども、前年対比40万3,000円の増額になっておりますが、収集運搬委託費の増額分でございます。

続きまして、129ページから130ページとなりますが、3目のし尿処理費でございますが、前年対比144万8,000円の減額となっておりますが、新中野下水処理場の修繕料等の減額によるものでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 金子産業振興課長。

○金子重雄産業振興課長兼農業委員会事務局長 131ページ、労働費でございます。労働対策、雇用対策、それから勤労者の福利厚生に要する費用を計上させていただきました。

131ページの下段でございます。農林水産業費でございます。農業委員会費158万3,000円減額でございますが、主なものにつきましては、職員の人件費減147万2,000円でございます。あとは農業委員会の運営事業ということで、それぞれ予算を計上させていただきました。

135ページになります。農業総務費でございます。これにつきましては、703万2,000円の減額でございます。上から一般経費というふうなことで、中段下にあります。館林邑楽農業共済事務組合事務負担金ということで、前年よりも115万7,000円減額でございます。それから、職員の人件費減ということで、525万5,000円が主なものでございます。

137ページの農業振興費でございます。552万9,000円の減額になっておりますが、主なものにつきましては、138ページの上から2段目ですか、農業振興対策事業というようなことで、集落営農生産組合に対する大規模生産体制事業の県補助事業が終了したことに伴います877万1,000円の減額と、これは8行ぐらい下になりますが、農業近代化資金利子補給の補助金、これが77万5,000円減額になっております。また、地域の農産物の地産地消を進めるということで、関係機関等の協力を

いただきまして、消費者への地域農産物の紹介パンフレット等の作成やパネル、各種パンフレットによる啓発活動、調査活動を実施したいというふうに考えております。

それから、中段の生産調整推進対策事業でございます。従来の転作団地の麦の品質向上対策と、新たな大規模経営体制の麦の品質向上対策に県補助金を受けまして、前年よりも400万円を増額しまして、1,200万ということで生産調整の支援に取り組みたいというふうに考えております。

それから、139ページの畜産振興費でございます。これについては、昨年同様でございますので、割愛をさせていただきます。

それから、5目の農業振興地域整備事業でございます。これにつきましては、140ページの一番下のほうに農地利用集積促進事業というふうな事業でございます。農地の貸し借りにつきまして、農地の流動化をこの助成金で、また奨励金をもってさらに推進をしたいというふうに考えております。

141ページの農地費でございます。これにつきましては、16万の増額でございますが、管理費の増に伴いまして、国営渡良瀬川沿岸農業水利事業負担金がふえたものでございます。

続きまして、その下にあります7目の農業構造改善費でございます。これにつきましては、下段のほうにありますが、一番下から丸で2つ上でございますが、農地・水・環境保全向上対策というようなことで、44万円計上してございます。農家の方や行政の方、それから学校、PTAの方などが水路の清掃、農道の草刈りなどを共同で行う共同作業活動への支援活動ということで44万円を計上させていただきました。

以上です。

○横山英雄議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 143ページ、144ページ、やや上段をお願いをしたいと思います。

8目の農業土木費でございますが、6,870万円ほど計上してございまして、前年度対比2,280万円ほどの減額でございます。増減額の主なものですが、ふるさと農道緊急整備事業で、2,800万円の減額、また小規模土地改良事業では、逆に520万円ほどの増額となっております。事業内容につきましては、ふるさと農道緊急整備事業では1路線を予定し、3,200万円ほどを計上してございます。また、小規模土地改良事業では、集落道路1路線、農道1路線を予定し、3,170万円を計上してございます。さらに、農業用道路、用排水路補修事業費として500万円ほど計上してございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 金子産業振興課長。

○金子重雄産業振興課長兼農業委員会事務局長 その下にあります7款商工費でございます。1目の商工総務費でございます。785万1,000円の減額ですが、主な内容につきましては、職員の人事異動に伴う職員人件費が780万ほど減になってございます。

145ページでございます。2目の商工振興費でございます。昨年よりも3,132万2,000円増額でございます。主な内容につきましては、146ページの説明欄でございますが、一番下のほうになるか

と思いますが、企業誘致奨励金ということで2,512万4,000円計上してございます。これにつきましては、鞍掛第三工業団地への企業立地がふえることを想定しまして、前年よりも436万4,000円を増額させてございます。それから、その下にございます企業立地奨励金でございます。これにつきましては、大企業の10億以上の設備投資ということが前提になりますが、町内の企業が工場への機械設備等の集約をすることが想定をできます。昨年に比べまして3,135万円増額をして、7,135万円ということで計上させていただきました。

めくっていただきまして、147ページの4目、それから5目共同福祉施設費と消費生活対策費でございますが、昨年と同様でございますので、割愛をさせていただきます。

149ページの6目観光費でございます。これにつきましては、上から4つほどのところに印刷製本費がございます。「邑楽町散策読本」の改訂を予定しまして、はくちょう飛来地でありますガバ沼を初めとしたシンボルトワーなどの観光資源をPRしてまいりたい。その下については、シンボルトワーの管理運営費ということでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 続きまして、151ページ、152ページをお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費4,968万4,000円ほど計上してございます。ここににつきましては、人件費を中心としたところでございまして、前年度とほぼ同様でございますので、省略させていただきます。

次に、1枚はぐっていただきまして、153ページ、154ページをお願いいたします。2項道路橋りょう費、2目道路維持費2,171万1,000円ほど計上してございますが、やはりここにつきましても、ほぼ前年と同様でございますので、省略をさせていただきます。

次に、下段になりますが、3目の道路新設改良費でございますが、2億1,570万2,000円ほど計上してございます。前年度対比2,172万3,000円ほどの減額でございますが、増減額の主なものにつきましては、1枚はぐっていただきまして、156ページ、上段等にありますが人件費等についての570万ほどの減額あるいはちょうど156ページ、中ほどにありますが、これは増額の部分ですが、県河川事業負担金63万円、これは新規事業として計上してございますが、実は多々良川の整備を群馬県のほうで現在実施をしております、特には二ツ橋から上流に向かって、丑沼橋、いわゆる水道の塔の東側の南北の道路でございますが、北へ行きますと、122、小堀布団店のところに出るところにある橋が丑沼橋という橋でございますが、その間の右岸側、南側の河川事業で行いますのは、3メートルの管理用通路を設ける。これに町側で県と協調いたしまして2メートルほど拡幅をして、5メートルの道路を整備したいということから、県が行う用地買収に含めてその分も県で買ってもらうということから、それに見合う町分の負担を63万円ほど計上しているものでございます。

それから、その下で、丸で道路新設改良事業1億8,310万円ほど計上してございますが、前年度

対比690万円の減額でございます。ここの事業の主な事業内容でございますが、幹線町道6号、19号線の継続整備、29号線の用地補償、新規に地方特定道路整備事業による幹線3号線の整備、その他の町道の整備、また現道舗装や舗装新設に取り組む予定でございます。

1枚はぐっていただきまして、157ページをお願いをしたいと思います。5目の用悪水路費でございますが、800万円と、予算額については前年と同様でございますが、ここでは水路整備事業にかかわりますところの路線測量あるいは補償費算出のための委託料として100万円、排水路改修の事業費として、工事請負費として500万円、水路用地購入費といたしまして100万円、物件移転補償費として100万円を計上しているものでございます。

河川費については、前年度とほぼ同様でございますので、省略をさせていただきます。

以上でございます。

○横山英雄議長 中村都市計画課長。

○中村紀雄都市計画課長 159ページをごらんいただきたいと思います。4項の都市計画費、1目の都市計画総務費でございますが、前年度対比983万1,000円の増額の5,807万6,000円とさせていただきます。増額の主な理由でございますが、土地区画整理担当職員の人件費を土地区画整理費から都市計画総務費に振り替えたことによる増額でございます。

歳出につきましては、160ページになりますが、職員人件費が主なものでございます。

続きまして、2目の土地区画整理費でございますが、前年度対比2,475万6,000円増額の8,694万2,000円とさせていただきます。増額及び歳出の主なものとしましては、162ページをお願いいたします。丸印の土地区画整理事業で、現在仮換地の指定手続を進めております箇所道路等の施設設計業務委託料として830万円、区域内道路等の築造工事のための費用として、その下段のほうにあります。3つの工事として工事請負費に3,110万円、次に支障物件等の移設のための物件移転補償費としまして3,985万9,000円計上させていただきます。

以上でございます。

○横山英雄議長 石井水道課長。

○石井貞男水道課長 同じく161ページでございます。3目公共下水道費2億222万6,000円につきましては、下水道事業特別会計繰出金でございます。詳細につきましては、邑楽町下水道事業特別会計予算の中でご説明を申し上げます。

以上でございます。

○横山英雄議長 中村都市計画課長。

○中村紀雄都市計画課長 その下の4目の公園費でございますが、前年度対比2万3,000円減額の8,355万5,000円とさせていただきます。

歳出の主なものとしましては、164ページをお願いいたします。丸印の公園管理事業として、公園の管理のための費用であります。丸印の中ほどになりますが、公園管理委託料につきましては、

前年とほぼ同額の4,559万3,000円計上させていただきました。公園の除草管理につきましては、引き続き邑楽町高齢者活力センター等に委託をしまして、事業を実施していきたいと思っております。高齢者の雇用機会の確保と作業の一層の効率化、省力化に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○横山英雄議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 続きまして、165ページ、166ページをお願いいたします。

5項の住宅費、1目住宅管理費でございますが、1,500万5,000円を計上してございます。対前年度比382万4,000円の減額となっております。減額の主なものでございますが、19年度につきましては、住宅維持管理事業につきまして、特に町営住宅建替基本計画策定委託料、約230万円ほど、町営住宅火災報知機設置工事で137万ほど計上していたものが、20年度はなくなったものでございます。

主な事業内容ですが、これまで同様、既設住宅の維持管理、また老朽化が進んでいる石打住宅については、前年度に町営住宅運用管理委員会で策定をいただきました建替基本計画に基づいて推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○横山英雄議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 165ページの下の方になりますが、9款消防費、これについて申し上げます。

1目の常備消防費における257万6,000円の減額、2目の非常備消防における76万9,000円の増、これは邑楽町消防団の経費に充てるものであります。

3目消防施設費、これにおいて842万5,000円の減額でございますが、これの主な理由は、現在建設中であります邑楽分署の新設工事に伴う外構の工事費が19年度は計上してありましたけれども、20年度はそれがなくなるということでの減額でございます。

次のページをお願いします。4目の災害対策費、ここにおきます1,677万9,000円からの減額ということでございますが、この主な理由は、19年度において防災無線の整備工事負担金ということで、県が設置する工事の負担金が2,000万からの支出がありました。それが20年度においてはなくなるというものでございます。また、下のほうから4行目になりますが、地域防災計画策定委託料ということで、新たに400万円増するものでございます。

以上です。

○横山英雄議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 続きまして、中段の10款教育費、1項教育総務費、1目の教育委員会費でございますが、これにつきましては、前年度と同額の163万3,000円を計上させていただきました。同額ですので、説明は割愛させていただきます。

次に、2目事務局費につきましては、7,333万2,000円を計上させていただきました。前年度対比

951万4,000円の減額でございます。これは主に邑楽中学校屋体耐震補強事業に伴い、第3項の中学校費へ職員を配置替えをしたことに伴う人件費の減額と、170ページの下段の1行目、19節負担金の小学校の臨海学校が19年度で終了したことに伴いまして、東毛広域市町村圏振興整備組合への負担金が減額となったことによるものでございます。

次に、171ページ、172ページをお願いいたします。3目の学校教育指導費につきましては、8,677万4,000円を計上させていただきました。前年度対比707万円の増額でございます。これは主に7節の賃金の預かり保育、臨時職員6名増による賃金の増額と、19節の中学校国際交流研修事業補助金75万円の減額によるものでございます。

次に、175ページ、176ページをお開き願いたいと思います。4目教育研究所費につきましては、186万6,000円を計上させていただきました。対前年度比222万1,000円の減額でございます。これは社会科副読本「伸びゆく邑楽町」が19年度で完了したことによる減額でございます。

次に、177ページをお願いします。

◎会議時間の延長

○横山英雄議長 本日の会議は、あらかじめこれを延長します。

○横山英雄議長 では、引き続き遠藤課長、お願いします。

○遠藤幸夫学校教育課長 177ページをご説明いたします。

10款2項小学校費、1目の学校管理費につきましては、9,358万5,000円を計上させていただきました。対前年度比261万2,000円の増額でございます。増額の主なものは、14節の使用料及び賃借料及び18節の備品購入費であります。14節の使用料及び賃借料では、昨年度に引き続き、各小学校に個人情報流出を防ぎ、教員の事務の合理化を図るため、教師用パソコンを増設するものであります。また、18節の備品購入費では、不測の事態に対応するため、新たに各小学校にAED、自動体外式除細動器を設置するものであります。

次に、189、190ページをお開き願います。2目教育振興費につきましては、1,219万2,000円を計上させていただきました。前年度対比347万1,000円の増額でございます。今年度は3年に1度、群馬交響楽団を招いて実施する移動音楽教室の開催年であります。その負担金が増額となったものであります。

次に、195ページをお開き願います。3目学校建設費につきましては、工事等がないことから、廃目でございます。

次に、10款3項中学校費をごらんいただきたいと思います。1目学校管理費でございますが、6,527万円を計上させていただきました。前年度対比104万5,000円の増でございます。増額の主なものは、19年度に引き続き、管内の中学校2校に小学校と同じく個人情報の流出を防ぎ、教師の事

務の合理化を図るため、教師用のパソコンを増設をいたします。今年度で教師1人につき1台のパソコンが整備されます。

次に、201ページをお開き願います。2目教育振興費につきましては、1,046万3,000円を計上させていただきました。前年度対比32万3,000円の増額でございます。内訳としますと、準要保護生徒等の減少により、20節の扶助費が59万6,000円減となりましたが、小学校と同様に今年度は移動音楽教室による19節の負担金が91万6,000円の増となりました。差し引き32万3,000円の増となるものであります。

次に、203ページをお開き願いたいと思います。下段をごらんいただきたいと思います。3目学校建設費につきましては、1億9,556万5,000円を計上させていただきました。これは呂楽中学校屋内運動場耐震補強工事監理委託料及び人件費等を計上をさせていただいております。

次に、1枚はぐっていただきまして、205ページをお願いいたします。10款の4項幼稚園費、1目の幼稚園費でございますが、1億2,344万9,000円を計上させていただきました。前年度対比121万3,000円の増額でございます。主なものといたしましては、職員が1名増とされることによる人件費の増と、212ページの上から3行目、長柄幼稚園の藤棚改修工事の増によるものでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 堀井生涯学習課長。

○堀井 隆生涯学習課長 引き続きまして、社会教育費、1目社会教育総務費から説明します。211ページです。

社会教育総務費につきましては、前年度のマイナス934万円です。これは主に事務局職員の1名の削減によるものです。

続きまして、213ページをごらんください。青少年健全育成費ですけれども、152万3,000円の増です。これは新たに放課後子どもの居場所づくりとして、放課後子ども教室の導入を図るもので104万円、さらに青少推の改選に伴う経費として57万円ばかりを計上してあります。

215ページをごらんください。下段のほうに文化財保護費がございます。前年より13万9,000円増です。これは埋蔵文化財の発掘あるいは未指定の調査時の指導員の謝礼を計上したものです。

続いて、217ページ、4目の公民館費ですけれども、公民館の管理運営と教育事業を見込んだもので、人件費の1名の減、それと運営費の削減を図ったもので、前年度よりマイナスの539万6,000円です。

223ページをごらんください。223ページにつきましては、同和集会所費は、前年の89%で、経費の節減を図ったものです。

続きまして、同じページの6目は地区公民館費、長柄公民館経費で、今年度は管理経費の中で、臨時職員1名の削減等を予定し、前年度より213万6,000円のマイナスになっております。

続いて、227ページ、図書館費、これは前年度よりマイナスの855万5,000円ですけれども、これ

は正規職員1名の減員によるものです。図書館資料費につきましては、前年度と同じです。

続いて、231ページ、勤労青少年ホーム費、前年度よりプラスの608万9,000円です。これは主に人件費の増によるものです。

続きまして、237ページ、保健体育費の保健体育総務費があります。18万9,000円の増ですけれども、主に体育指導員切り替えによる経費を計上したものです。

それと、239ページ、体育施設費ですけれども、5万9,000円の微増ですけれども、光熱水費の増によるものです。241ページ、町民体育館費、177万円伸びておりますけれども、原因は職員の異動による人件費のプラス、それと管理費のほうで臨時職員1名の削減を図って、プラス・マイナスでそういった形になっております。

なお、4目の武道館費、5目のスポーツレクリエーション広場費につきましては、前年度と同額でございますので、省略させていただきます。

以上です。

○横山英雄議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 続きまして、6目の給食センター費でございますが、1億252万6,000円を計上させていただきました。これにつきましては、職員給与等繰出金と、その他事業費繰出金を含め、学校給食事業特別会計繰出金でございます。詳細につきましては、邑楽町学校給食事業特別会計で説明をいたします。

以上で終わります。

○横山英雄議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 247ページ、248ページをお開きください。

公債費ということで、1目元金、2目利子、3目で公債諸費が計上してございますが、公債諸費における140万円の計上につきましては、今まで企業公庫における企業債というのを発行できたわけなのですけれども、その組織が解散し、地方自治体による組織として地方公営企業等金融機構というのをつくることに伴っての出資金が今年度発生するということでの計上でございます。

以上です。

○横山英雄議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 私のほうから国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計をご説明を申し上げます。

まず初めに、国民健康保険特別会計をご説明申し上げます。歳入歳出それぞれ27億7,626万6,000円計上させていただきました。前年度比6.3%の増であります。

11ページをお願いいたします。1款国民健康保険税、1目の一般被保険者国民健康保険税であります。比較しますと2億122万3,000円の増であります。これにつきましては、12ページの2節の後期高齢者支援金分現年課税分でございます。2億820万3,000円計上させていただきました。これに

つきましては、新規であります。

続きまして、2目の退職被保険者等国民健康保険税でございます。これにつきましては、比較が1億879万3,000円の減でございます。これにつきましては、1節の医療給付分現年課税分でございます。これは4,763万8,000円でございますけれども、前年と比較しますと、1億2,585万4,000円の減でございます。これにつきましては、法改正によりまして、退職医療制度の対象年齢が75歳から65歳に引き下げられたことに伴うものでございます。それと、2節の後期高齢者支援金分現年課税分でございます。これが1,904万9,000円ということで、新規として計上させていただきました。

続きまして、13ページをお願いいたします。5款の前期高齢者交付金でございます。1目の前期高齢者交付金でございます。これにつきましては4億8,110万9,000円ということで、これは新規で計上させていただきました。これにつきましては、前期高齢者医療制度としまして、65歳から74歳の創設に伴うものでございます。

以上で歳入を終わりました、歳出の23ページをお願いいたします。23ページの2款保険給付費、ここにつきましては、ちょっと先に2目のほうからご説明申し上げます。退職被保険者等療養給付費でございます。これにつきましては、前年と比較しますと3億1,113万8,000円の減でございますが、これにつきましては、65歳から74歳まで給付していた給付費を74歳から65歳に引き下げられたことに伴うものでございます。その引き下げられた65歳から74歳は、その上段の1目の一般被保険者療養給付費ということで、一般のほうに移ります。移った関係上、比較しますと4億4,652万6,000円という形で増額になっております。

続きまして、25ページをお願いいたします。25ページの下段で2款保険給付費の1目の葬祭費でございます。予算額が200万ということで、比較しますと600万の減でございます。これにつきましては、75歳以上が後期高齢者のほうに移行するために、葬祭費の減という形になります。

続きまして、27ページをお願いいたします。3款の後期高齢者支援金でございます。ここにつきましては、合計しますと3億4,394万6,000円でございます。これは新規であります。広域連合のほうに支払う金額であります。

続きまして、5款の老人保健拠出金でございます。合計しますと9,622万6,000円ということで計上させていただきました。前年と比較しますと3億5,195万7,000円ということで、減になっております。これにつきましては、後期高齢者の移行のためということでございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。8款の保健事業費でございます。これの1目の特定健康診査等事業費でございます。これにつきましては、予算額2,782万8,000円ということで計上させていただきました。これは新規事業ということでございます。これにつきましては、高齢者の確保に関する法律に基づき、40歳以上75歳未満の方を対象に実施するものでございます。特定健診、特定保健指導の費用であります。

以上で国民健康保険を説明終わりました、続きまして、老人保健特別会計をご説明を申し上げます。

す。この会計は、健康保険法等の一部を改正する法律によりまして、老人保健制度は平成20年3月31日をもちまして廃止とされますが、会計は経過措置として22年まで残務整理ということで会計は残ります。ということで、歳入歳出それぞれ2億4,705万7,000円を計上させていただきました。前年度比でしますと、85.7%の減額でございます。これは後期高齢者の移行されたためということでございます。

4ページをお願いいたします。4ページの歳入歳出予算事項別明細ということで、歳入の一覧でご説明申し上げます。これにつきましては、1款の支払基金交付金から4款の繰入金ということで、ごらんのとおりの減額になっております。

続きまして、5ページを見ていただきたいと思います。歳出の2款医療諸費でございます。ここにつきましては、予算額2億4,284万4,000円ということで、前年と比較しますと14億7,258万7,000円ということで、大幅な減額になっております。これにつきましては、給付費と支給費、それぞれ1.5カ月分ということで計上させていただいたものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計をご説明を申し上げます。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午後 5時15分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を行います。

〔午後 5時30分 再開〕

○横山英雄議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 では、後期高齢者医療特別会計の予算をご説明を申し上げます。

この会計は、高齢者の医療の確保に関する法律の中で、後期高齢者医療制度として49条で、「市町村は特別会計を設けなくてはならない」とありますので、新しい会計であります。予算額は歳入歳出それぞれ1億9,687万8,000円であります。

7ページをお願いいたします。1款の後期高齢者医療保険料でございます。合計しまして1億5,478万2,000円ということで計上させていただきました。これにつきましては、年金から差し引かれるもの、それから納付書で納めていただくものということでございます。

それから、3款繰入金、合計しますと、4,208万8,000円でございます。これの2目の保険基盤安定繰入金でございます。これにつきましては、県から4分の3の部分と、町の4分の1ということで負担があります。

以上で歳入は終わりました、歳出の11ページをお願いいたします。11ページの2款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。これの1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。これは1億8,995万3,000円ということで計上させていただきました。これにつきましては、12ページの

負担金、補助及び交付金ということで、その説明の中でいきますと、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。これは広域連合のほうから示された金額でございます。それから、保険料等負担金ということで、保険料として集めた金額、それから歳入のほうで保険基盤安定繰入金ということで、合計額がここで示されております。

続きまして、介護保険特別会計をご説明申し上げます。歳入歳出それぞれ13億880万1,000円ということで計上させていただきました。前年度比7.3%の増であります。

9ページをお願いいたします。9ページの2款国庫支出金でございます。2目の地域支援事業交付金（介護予防事業）でございます。これは前年比較しますと、56万2,000円の減額になっております。これにつきましては、配食サービスということで19年度は支給していたわけでございますけれども、それが20年度につきましては、3目のその下の包括的支援事業・任意事業ということで組み替えになっております。この任意事業につきましては、比較しますと85万増というふうになっております。

続きまして、17ページをお願いいたします。17ページの1款総務費でございます。1目の運営協議会費でございます。予算額が338万6,000円ということで計上させていただきました。比較しますと300万9,000円の増ということでございます。これにつきましては、3カ年の福祉計画が20年度で終了しますので、20年度で協議しまして、21年から23年度の3カ年の福祉計画を策定するものでございます。

19ページをお願いいたします。19ページの2款保険給付費でございます。その3目地域密着型介護サービス給付費ということで、前年と比較しますと6,000万の増でございます。これにつきましては、ただいま建設中の密着型の施設の給付分を含んでおります。

27ページをお願いいたします。27、28ということで、5款の地域支援事業でございます。その2目の任意事業費でございます。予算額が893万4,000円ということで計上させていただきました。これにつきましては、先ほど申し上げました科目の組み替えということで、新規事業ではございません。その28ページの説明欄を申し上げます。この中で配食サービスの委託料、これにつきましては、前年は介護予防事業として支出したものでございます。それから、家族介護支援対策の扶助、それからねたきり老人等介護慰労金でございます。これは前年は包括的支援事業ということで支出していたものでございます。

以上で私の説明は終わらせていただきます。

○横山英雄議長 石井水道課長。

○石井貞男水道課長 平成20年度邑楽町下水道事業特別会計予算の補足説明を申し上げます。

9ページをお開き願いたいと思います。歳入について説明をさせていただきます。公共下水道事業につきましては、現在95ヘクタールを供用開始しておりまして、さらに平成20年度において5ヘクタールの拡大を予定をしております。

これを踏まえまして、1款分担金及び負担金につきましては、受益者負担金としまして、10万円増額の640万円にて予定をさせていただきました。

2款使用料及び手数料の下水道使用料につきましては、260万円増額の3,860万円にて予定をさせていただきました。

3款国庫支出金につきましては、4,400万円にて予定をさせていただきました。内訳でございますが、下水道費補助金につきましては600万円、地域再生基盤強化交付金につきましては、3,800万円でございます。

4款繰入金 2億222万6,000円につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

1枚あけていただきまして、11ページをお開き願いたいと思います。7款町債につきましては、3,530万円増額の1億3,360万円にて予定をさせていただきました。増額となりましたのは、前年度分交付金対象事業に伴う事業債及び経営健全化借換債がふえたことによるものでございます。

続きまして、13ページをお開き願いたいと思います。歳出について説明をさせていただきます。

1款下水道費、1項公共下水道費、1目下水道総務費につきましては、前年度と比較しますと155万3,000円増額の2億8,354万9,000円にて予定をさせていただきました。主な内訳でございますが、13節委託料1,729万円につきましては、管渠実施設計業務委託及び下水道台帳補正業務委託等を予定させていただきました。15節工事請負費につきましては、1億6,050万円を予定させていただきました。推進工事につきましては、延長220メートルを、開削工事につきましては、光善寺地区及び前谷地区の1,880メートルを予定させていただきました。19節負担金、補助及び交付金につきましては、5,251万4,000円を予定させていただきました。主なものにつきましては、浄化槽廃止補助金及び利根川左岸流域下水道水質浄化センター維持管理負担金等を予定させていただきました。22節補償補填及び賠償金1,500万円につきましては、水道管移設補償費として予定をさせていただきました。

15ページをお開き願いたいと思います。2款公債費につきましては、1億4,132万8,000円を予定させていただきました。下水道整備事業において起債として借り入れたものに対し、返済義務が生じた元金及び利子を予定させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。

○横山英雄議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 平成20年度呂楽町学校給食事業特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,166万9,000円を計上させていただきました。

次に、7ページをお開き願いたいと存じます。歳入について説明をさせていただきます。学校給食事業につきましては、1日に約3,000食弱の給食を管内の幼稚園3園、小学校4校、中学校2校へ配食いたしております。これを踏まえまして、1款学校給食事業収入につきましては、20年度の

児童生徒、園児数等に給食費を乗じて得た小中学校給食費、幼稚園給食費及びその他の給食費収入として1億2,913万3,000円を予定させていただきました。

2款繰入金1億252万6,000円につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

3款諸収入につきましては、前年までの実績から食用廃油処分収入を1万円予定をさせていただきました。

続きまして、9ページをお開き願います。1款学校給食センター費、1項学校給食センター費、1目一般管理費につきましては、5,160万1,000円を計上させていただきました。これは前年度の給食センター費の人件費、管理運営事業、そして施設整備事業であります。

次に、1枚はぐっていただきまして、11ページをお開き願いたいと思います。2目の学校給食費につきましては、1億8,006万8,000円を計上させていただきました。右の財源内訳欄をごらんいただきますと、その他の特定財源1億2,914万3,000円とありますが、これが学校給食費収入等の全額と、食用廃油処分収入の合計であります。

次に、12ページの説明欄をごらんいただきたいと思います。学校給食事業の14行目、需用費の賄材料費に同額の1億2,914万3,000円を計上してありますが、学校給食法に基づきまして、給食費を100%食材費に充てたものであります。

以上で説明を終わります。

○横山英雄議長 石井水道課長。

○石井貞男水道課長 平成20年度邑楽町水道事業会計予算の補足説明を申し上げます。

水道会計の13ページをお開き願いたいと思います。収益的収入及び支出、3条予算でございます。収益的収入につきましては、前年度と比較しますと46万7,000円増額の5億3,272万円を予定させていただきました。

1項営業収益の1目給水収益につきましては、5億1,287万円を予定させていただきました。水道使用料につきましては、前年度の実績見込みから推計し、5億329万4,000円を予定させていただきました。加入金につきましては、集合住宅の建設が順調でありますので、89戸の新規加入を見込み、957万6,000円を予定させていただきました。

3目その他営業収益につきましては、1,952万円を予定させていただきました。主なものは、他会計負担金でございます。消火栓維持管理負担金及び下水道使用料等の徴収負担金でございます。

15ページをお開き願いたいと思います。収益的支出でございます。1款水道事業費用につきましては、前年度より1,321万1,000円減額の5億1,008万6,000円を予定させていただきました。主な内訳ですが、委託料1,489万6,000円につきましては、水質試験委託及び浄水場の総合保守点検業務委託料等でございます。動力費につきましては、水源及び浄水場の電気代として2,879万8,000円を予定させていただきました。また、薬品費につきましては、滅菌用薬品代として1,837万2,000円を予定させていただきました。受水費につきましては、19年度と同水量の1日最大使用水量6,032立米

でありますので、2億936万円を予定させていただきました。

続きまして、21ページをお開き願いたいと思います。資本的収入及び支出、4条予算でございます。資本的収入につきましては、前年度と比較しますと3,193万円の増額の6,346万5,000円を予定させていただきました。

1項企業債につきましては、中野浄水場の発電機交換に伴う事業費を企業債として4,000万円を予定させていただきました。

2項負担金につきましては、193万円増額の2,346万5,000円を予定させていただきました。

1目負担区分に基づく負担金157万5,000円につきましては、消火栓新設工事に伴う負担金でございます。

2目負担区分に基づかない負担金2,189万円につきましては、関連工事に対する水道管移設費として予定をさせていただきました。

支出に伴う不足額につきましては、損益勘定留保資金及び建設改良積立金、それから減債積立金等にて1億8,692万3,000円の補てんを予定させていただきました。

23ページをお開き願いたいと思います。資本的支出でございます。前年度と比較しますと2,647万8,000円増額の2億5,038万8,000円を予定させていただきました。

1項建設改良費1億5,084万7,000円の内訳につきましては、1目配水管布設費の配水本管費8,108万1,000円につきましては、石綿管改修工事や配水圧力開栓改修工事を予定させていただきました。

3目浄水場整備費4,000万円につきましては、中野浄水場の発電機交換工事を予定させていただきました。

2項企業債償還金9,954万1,000円につきましては、返済義務が生じた元金償還金を予定させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。

○横山英雄議長 これをもちまして平成20年度予算に関する提案説明並びに補足説明は終わります。

お諮りします。ただいま……

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 全体の邑楽町の20年度の予算につきまして、町長にただしていきたく思いますので、少し時間をとっていただきたいと思います。

私もこの当初予算について一生懸命勉強させていただきました。いろいろ発言させていただきましたので、よく聞いてお願いしたいと思います。

平成20年度一般会計当初予算につきまして、間違いのない町民に対する執行運営ができますように私も願っている一人でございます。夕張市のような教訓から、また邑楽町がそういうふうになら

ないためにも、財政の暴走を監視する私たちの議員の役割もごさいます。地方自治法第96条の規定によれば、予算を定めることは議会の権限であると規定されております。また、地方自治法第219条の2項の規定によれば、「議会で予算を定める議決があった場合は、町長は県知事に報告し、その要旨を住民に公表しなければならない」と規定されております。つまり予算は住民のためのものであって、その財源は住民の税金等によって賄われるものと解釈できると思います。住民がその予算を理解し、納得し、また批判することはできるものであると思います。予算公開の原則と、予算はすべて住民に知らさなければならないとする原則があると思います。それゆえに、議会が予算を審議する場合、地方財政法第4条の2に定める当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮し、その健全な運営を損なうことのないように、この規定を遵守するのはもちろん、予算が法令に違反する等絶対になきよう議会として監視しながら、慎重に審議し、仮にも予算公表後に住民から批判を受けることがあってはならないと考えます。

金子町長は、昨年12月、町長選挙に臨み、39年の豊かな行政経験者であると自負されており、提出された当初予算については、十分吟味され、自信を持って提出されたものと思います。多数の町民の負託を受け、町民の代表として議場に送っていただきましたので、本予算が町民の批判を受けないよう、町長に質問いたします。

41ページ、歳入、17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金が本年度予算額を6億6,200万円計上されており、この基金を処分して繰り入れされるものと思いますが、その処分の理由について町長から説明をお聞きしたいと思います。

○横山英雄議長 本間議員、ただいまの件につきましては、11日、12日、常任委員会で説明があります。そして、14日に質疑、討論、表決がございますので、その後でよろしいですね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 11日、12日の委員会の関係でございます。それから、予算審議でございますが、きょう本日上程されて、課長関係から説明があったわけでございますけれども、この本予算は、地方自治法ないし邑楽町財政調整基金条例に法違反していると、法違反をしているものにつきましては、これは委員会で審議すると間違いが起きると私は思っております。地方自治法なり、財政基金条例、邑楽町の。これ等に私も違反しているのではなかろうかと思っております。その違反する予算は、先ほどの7億近い財産の処分でございます。この処分が、財政基金の処分がいいか悪いか、私は法に違反しているのではなかろうかと、そういう判断をしたのです。法違反した予算をなぜ審議しなくてはならないのですか、議員は。もし町民からですよ、町民からあった場合にはどうするのですか。町民の方から住民監査請求等検討しなければならないことがあった場合に、この予算を議会が審議した後に、これが違法だったといった場合には、議長、どのような責任をとるのですか。

議会は内容はわからずして予算を審議しているのかと。いや、前の町長が通ったのだから、悪い

ことでも気がつかなければ、そのまま通してしまえばいいのだと。やはり間違いというのは、気がついたときに直すのが、間違いは訂正するのがよかろうと私は思うのですよ。今のままですと、住民監査請求が出て、住民から突かれた場合に、言われた場合に、「ああ、間違いでしたと、予算が違っていました。ごめんなさい」で通るわけではない。私も本間議員と同じように、この予算は審議する値ではないと、審議する内容ではないと私は思っております。そこをやらなければ、審査に持って行ってしまった場合には、議会がとんでもないことを許すということに私はなると思うのです。その点議長、どうですか。間違った予算も審議するのですか。

○横山英雄議長 ただいま本間議員、小倉議員の件につきまして、間違いであれば審議の場で正せると思うのですが、それについてまた……

〔「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 この財政調整基金の処分でございますけれども、これは総務委員会関係でかかるわけですが、委員会でございますよ。総務委員会でいいか悪いかではなくて、この内容等にと、この7億近い基金が歳出の中へ全部含まれているわけですよ。その含まれた収入の面が初めから取り崩しといたしますか、先ほど町長は言っていましたけれども、財調は取り崩し、できるだけ戻しておきたいなんて、そんな簡単な貯金のことを考えているなんて、私は間違っていると思いますよ。財調基金条例の6条だって、議長、あれですよ。この「次の各号の1に該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる」と、これが邑楽町財政基金の条例ではないですか。これ館林から、邑楽郡の基金条例全部見ましたけれども、各市町村みんな違うのです。一番厳しいのが大泉、次は邑楽町です。その基金条例の1から2と、3と、経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てることができる、こういう時に処分できるのですよ。それから、2として、町債の繰上償還財源に充てるとき。繰上償還なんかしていませんよ。それから、災害の発生に伴う緊急対策費に充てるとき。この3つのほか財政調整基金は処分することはできないのですよ。それを処分して予算の歳出に当てはめて、それを審査して、そしてその後これが違っていたといったときは、議長、だれが責任とるのですか。「議員はそのぐらいわかんなかったんか」と町民に言われたときは、どうしますか。

以上です。

○横山英雄議長 ただいまの小倉議員、本間議員の意見に対し、町のほうから何かありますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午後 6時00分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を行います。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 ただいま本間議員、それから小倉議員のほうからの当初予算に対しての財政調整基金の処分についてのご質問がございましたけれども、財政を担当している総務課長のほうから説明いたさせますので、お聞き取りをいただきたいと思います。

○横山英雄議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 本間、小倉両議員からのご質問でございますが、現在の国内あるいは邑楽町を取り巻く状況は、大変経済面においてもきつい状況がずっと続いているわけですが、そうした中において国からの改革等の推進を図るということで、歳入面における地方への税源移譲等もありますけれども、結果的には交付金あるいは補助金等が削減されている量が多いと、前年と前々年に比べてもふえてきているというのが実態でございます。そうした中において経常的な町としての事業運営をしていく上で、どうしても必要とする財源に不足を生じるということで、財政調整基金を充てて予算を作成しているということでございます。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 ただいま財調につきまして、こんな事業をやっていくのに金が足らないと、そういった面で国からの関係も三位一体いろいろあると思うのですが、足りないのだというから財調を、貯金を処分するのだという話でございませうけれども、邑楽町、さっき申しました財政調整基金条例の中の1だと思うのですね、それ。経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるときと、総務課長、そうですよ。そうしますと、予算書を見ても、町税を見ても、町税減っていますか。総務課長、地方交付税減っていますか。歳出の考え方がまずいのではないですか。収入はふえているのではないですか。大幅に減っていますか、この1と当てはめた場合に。どうですか。

○横山英雄議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 ただいま言われたました交付税並びに町税における見込みは増額、前年と比較した場合にですね。

〔「そういうことです」と呼ぶ者あり〕

○小林徳義総務課長 増という数字を計上してあります。しかし、そのほかに国庫支出金として出ているもの、あるいは県支出金として出ているもの、そのほか剰余金ということで来ているもの等、それぞれわずかなものもありますけれども、減額を見込まざるを得ないものも発生してきている事情にあります。なおかつ、先ほども申し上げましたように、現在邑楽町で平年的な事業、事務等をやっているものをやっていくためには、一定の経費が必要になるわけですが、それらについて不足を生じているというふうに考えているわけでございます。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 町長に伺いますが、この地方自治法ないし財政基金条例、これ等には違反をしていないのですね、そうしますと。町民から監査請求が出、そうした場合には、これは事業があつてあちこち足りないから、歳出は目いっぱい歳出で織り込んでおいて、足りないから貯金を処分するのだということで通るのですね。

〔「通ります」と呼ぶ者あり〕

○11番 小倉 修議員 であれば、議会は予算に対して審議する考えは持ちますけれども、地方自治法なり、町条例に違反しているものを審議したということになれば、これは議会全体が責任問題になってくるわけですよ。全くそういったところの地方自治法なり、町条例等には全く違反していないのですね。町民から監査請求が出たときに、それらのことについて、それなりの立場の人がこれは違反だというふうになった場合には、これは場合ですよ、仮定ですよ、だれが責任とるのですか。私は違反をしているというふうに判断をしているのですが、町長の見解はいかがですか。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

今、財政担当の課長のほうから説明を申し上げたところなのですが、財政調整基金条例の第6条の1項では、経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合にはということの条文があるわけですが、その変動等によりということの考え方ですけれども、今、下で担当係長ともちょっと確認をしてきたところですのでけれども、先ほども国庫支出金等が一般財源化されたことによつての財源不足が生じているということが1つあるようです。

それから、景気の問題ですけれども、経済情勢が大変不透明な部分があるというような考え方がこの中に入っていると、それから三位一体改革によつての税源移譲の問題等の中で、財源の不足が生じているというような経過も今聞いてきたわけですのでけれども、それがこの基金条例に違反しているか、していないかということのお尋ねですけれども、この経済事情の変動等によつて、この予算のいわゆる歳入の部分が先々不透明だということを考えて、予算の組み立てをしたということでございますので、それが違反になっているかどうかということについては、この予算を組み立てた経過の中では、担当も、総務課長も今答弁したような形での考え方でいるのかなと、そんなように思っていますけれども。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 これを上程するに当たっては、町長が最高責任者ですよ。総務課長でもないですよ。この先ほどから言っておりますけれども、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるときというふうになっています。本当に著しいのですか。税収もふえて見積もりしていますよね。ほかの部分で不足が生じたと。先ほど条例改正して、あいあいセンターのこともきちんと議会で承認をいただいて、6月まで延ばしましたよね。このあやふやな

言葉の中で、過大解釈をして、自分の意思に基づいて判断をするのが本当に正しいことか、よく考えて責任をとってくださいいね。本来であれば、間違っているのであれば、議会に承認をいただいて、改正したっていいのでしょう、これ。事前に了解とればいいのでしょう。それは方法は幾つかあると思うのですよ、選択肢というのは。私も悪いところを正して直してもらおうと思って言っているのですから、困らせようと思って言っているのではないのですよ。町民のためを思って発言しているわけですから、ですから、そこのところをよく考えて、いい方向に持っていくためにはどうしたらいいかと、最善の努力をするのがあなたの立場ですよ。部下がこう言ったからとか、だからそれでいいのだらうというふうな、そういう解釈の仕方では町民は納得しないと思いますよ。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 恥ずかしい話ですが、けさ永年勤続で表彰されましたが、財政調整基金の補正予算の中でも、私は発言しました。これだけ財調を崩して、前町長はこれだけ入れて、より近くに戻ってきているのだけれども、20年は相当財調を崩しているけれども、そういう点ではもとに戻すあれがあるのでかという質問をしたと思うのですよ。

ということは、今、本間議員だとか、小倉議員が財政調整基金の第6条についての質問がありましたが、私は勉強不足で、今知りました。そうやってきますと、ここに書いてありますように、財調は使えるのですけれども、第6条の1項、今、本間議員が言ったように、特定されると。その件が今までの財調のあり方が金が足りないのだと、足りなければ財調からおろして、また余ったら入ればいいやと、こういうような図式でずっとやってきたような気がします。ですから、きょう初めてこの勉強させてもらったのですけれども、やっぱりそういう財政調整基金の使い方は好ましくないと条例で定めてあります。そうすると、やっぱり財調の使い方も厳格に、今、本間議員が言ったような幾つかの選択肢、その前に議会に了承を得て、著しく町税がないので、この事業に使いたいだけれども、どうでしょうかということを了解のもとに組み込んでいかななくては行けないと、こういう条例ですよ。

ですから、気がついたときから、そういった点では、やっぱり町税の組み込みをしていかななくてはならないのではないかなと私は思います。ですから、今、財調を問題になっている繰り入れが6億6,200万ですか、それをではどうするのか。組み替えをして、これを使わないように努力をして、そして今、私も歳入面でちょっと見てみましたけれども、町税も伸びている、それから地方交付税、固定資産税も伸びているのですよね。そういった点で著しくその財政が不足しているということは読み取れないと。

総務課長が今説明したように、若干交付金だとか、そういうのはあるかもわかりませんが、大もとの町税だとか、そういうものは、固定資産税ふえているのですよね。ですから、その辺では第6条の1には該当されないと。ではどうして伸びているのに、6億6,000万もおろさなくてはならないのかということを、支出との関連が出てくると思うのです。ということは、切るべきものは

切っていないというのが実態として浮き彫りにされてくるのではないかと思います。収入はだ
って町税含めて、地方交付税、昨年度よりかふえているわけですから、ですからそれで財調を6億
6,000万もおろしてやらなくてはならない緊急度はないと。それで、歳入歳出を1足す1は2では
なくて、やっぱりその辺の歳出の切り方の見直しが甘い結果が出ているのだと、甘い結果が。

〔「法律違反じゃなければいいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○17番 大野 栄議員 だから、そういった点では、条例には該当、条例の第6条の1項には該当し
ないので、組み替えだとか、議会の承認を得て、それで上程しない限りはだめだと思うのですよ。
町長の考えをお尋ねします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 財政調整基金の使用といえますか、これは18年度末の残高が13億6,600万ほどあ
ったようです。それから、19年度では11億8,700万、20年度末では5億2,700万ということですから、
今指摘をされましたように、6億ほどのその取り崩しということでの予算の組み方をしているわけ
です。私も今指摘をされて、担当に聞いて、そのような状況なのかということでも理解をした次
第なのですけれども、先ほども申し上げましたけれども、その6条の1項の経済事情の変動等とい
うのがどこまでの範囲なのかというのもちょっと理解ができない部分もあるわけですが、担当に聞
きますと、その景気の動向が先行きが不透明なのだ、それで取り崩しをしたというような説明も
受けたわけですので、ぜひその経済事情の変動等がどこまでの範囲なのかというのは、非常に解釈
の違いもあるいはあるやもしれませんが、そのような形でぜひご理解をいただいて、審議を
していただければありがたいと思うわけですが、よろしくお願ひしたいと思うのですが。

○横山英雄議長 岩崎議員。

○6番 岩崎律夫議員 ちょっと確認をしておきたいのですが、この20年度予算の41ページ、これ確
認をしますと、前年度予算額、財政調整基金繰入額5億9,400万あるのですよね。これはあえて申
し上げますけれども、前年度はこれを繰り入れて予算を組んでいるわけです。それが前提になって
歳出ももちろん検討されているはずですよ。今年度の20年度予算の6億6,200万、対増は6,800万円
です。ですから、今議論をされているのも決して私はわからない話ではありません。ありませんが、
前年と比べての増というのは6,800万であると、これが第1点です。

それから、前年この6億、5億9,400万ですね。約6億円を繰り入れるときに、今の議論があっ
たのかなのか、これも重要なポイントだと思うのです。そういうことをしっかり議論をした上で、
この20年度の予算を審議すべきだと思います。

以上です。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午後 6時41分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を行います。

〔午後 7時25分 再開〕

○横山英雄議長 お諮りします。

ただいま議題となっております平成20年度各会計の予算については、あす一般質問終了後に改めて審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱うことにします。

◎散会の宣告

○横山英雄議長 以上で本日の日程は終了しました。

あすは午前9時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をします。

お疲れさまでした。

〔午後 7時26分 散会〕